

第三十九回国会 社会労働委員会 議 録 第九号

昭和三十六年十月十九日(木曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 中野 四郎君

理事 大石 武一君 理事 齋藤 邦吉君

理事 永山 忠則君 理事 藤本 捨助君

理事 柳谷清三郎君 理事 滝井 義高君

理事 八木 一男君

井村 重雄君 伊藤 宗一郎君

伊藤 敏君 宇野 宗佑君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

加藤 五郎君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 藏内 修治君

佐々木義武君 澁谷 直藏君

正示啓次郎君 中山 マサ君

八田 貞義君 早川 崇君

古川 丈吉君 前田 義雄君

松浦周太郎君 松山千恵子君

山本 猛夫君 米山 恒治君

赤松 勇君 淺沼 享子君

大原 亨君 河野 正君

五島 虎雄君 島本 虎三君

田邊 誠君 梶 兼次郎君

中村 英男君 吉村 吉雄君

井堀 繁雄君 本島百合子君

出席國務大臣

厚生大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

厚生事務官 高田 浩運君

(大臣官房長) 大山 正君

厚生事務官 森本 潔君

(児童局長) 佐々木義武君

(厚生事務官) 龜岡高夫君

(保険局長) 飯谷忠男君

厚生事務官 小山進次郎君

(年金局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 松井 直行君

(大臣官房財務調査官)

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計官)

大蔵事務官 植松 守雄君

(主税局臨時税法整備室長)

大蔵事務官 鈴木 喜治君

(理財局資金課長)

大蔵事務官 堀込 聰夫君

(理財局地方資金課長)

厚生事務官 加藤 威二君

(保険局長)

労働事務官 石黒 拓爾君

(大臣官房国際労働課長)

建設事務官 大津留 温君

(住宅局住宅総務課長)

専門員 川井 章知君

十月十九日

委員安藤覺君、大橋武夫君、加藤銀五郎君、岸本義廣君、倉石忠雄君、佐伯宗義君、中山マサ君、米田吉盛君、渡邊良夫君及び五島虎雄君辞任につき、その補欠として正示啓次郎君、伊藤敏君、前田義雄君、米山恒治君、山本猛夫君、宇野宗佑君、佐々木義武君、龜岡高夫君、飯谷忠男君及び梶兼次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員伊藤敏君、宇野宗佑君、龜岡高夫君、飯谷忠男君、佐々木義武君、正示啓次郎君、前田義雄君、米山恒治君及び梶兼次郎君辞任につき、その補欠として大橋武夫君、佐伯宗義君、米田吉盛君、渡邊良夫君、中山マサ君、安藤覺君、加藤銀五郎君、岸本義廣君及び五島虎雄君が議長の指名で委員に選任された。

十月十八日

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

年金福祉事業団法案(内閣提出第一四号)

児童扶養手当法案(内閣提出第一五号)

通算年金通則法案(内閣提出第一六号)

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○中野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の国民年金法の一部を改正する法律案、年金福祉事業団法案、児童扶養手当法案、通算年金通則法案及

び通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案、以上五法案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 年金五法に關連をして、前の通常國會で質問をした点はやめにしまして、その後問題があるなど思われる一、二の点をお尋ねしたいと思います。

そのまず第一は、通算年金に關連をするところですが、今度の改正で、返還一時金、死亡一時金というものができてきたわけです。その場合に、通算年金を受ける年限に達したし、また受給年令も受けるような状態になつてきた、そうしてぼく死んでしまったという場合があるわけです。そうしますと、原資というものは、退職一時金の中から凍結をされるわけですが、一部は払い戻されませんが、凍結される、そして一回受ける、ぼく死んだら、もう一回受ける、一回も受けたら、あとは凍結された金は返ってこないわけですね。返ってきますか。ちょっとそれを説明して下さい。

○小山政府委員 それはそれぞれの関係の年金法に規定してございますけれども、年金をもらうまでの間に、そういうふうな凍結された金について権利を持つておる者が途中で死亡した場合、その遺族に対して一時金として

それを返すというふうにそれぞれ規定しております。

○滝井委員 そうしますと、ちょっとそこをあれしました、遺族に返す分は、額ほどの程度になりますか、凍結された額に比較をして、それから、利子をつけたものというわけにはいかな

いと思うのですが、利子をつけたものを返しますか。それとも、その二分の一ということになるのですか。

○小山政府委員 正確には、当たって見た上で、もし間違つておたら訂正させていただきますけれども、筋をい

たしましては、私も関係各省と話をいたしましたときには、元金にその間の利子をつけたものを返す、かようにきめる原則で調整しているはずでございます。

○滝井委員 そうしますと、それは法文の上に現れておるのであります。凍結をしたお金は死亡年金になるということは、条文の上に現れていないのじゃないかと思うのですがね。

○小山政府委員 関係各法の代表的なものが国家公務員共済組合の退職年金にございます。

○滝井委員 何ページですか。

○小山政府委員 三十六ページです。

九十三条の二に「死亡一時金」というのがございます。朗読いたします。「第九十三条の二 第八十條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。2 死亡一

時金の額は、その死亡した者に係る第八十条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額を加えた額とする。」

○滝井委員 わかりました。

次はさいせんちゅうと問題にしておりました経過措置で、男子ならば三年、女子ならば五年の間に資格を喪失した場合は経過措置を置いてくれたわけですね。そして六十日以内に原資を凍結するか、一時金でいただくか、どちらかをきめなければいかぬわけですね。この六十日が、今まだ通算制度というものが大衆の間に浸透をしていないですから、期間が短いという意見が相当あるわけです。これを今、少し延ばしてくれ、こういう要求を私たちがはしてあげたいわけですが、これを六十日ときめた理由ですね。三年、五年というものは、どういう理由できめたかわかりませんが、気持の上でそのくらいの期間はという気持になるのです。しかし六十日というのは、二カ月の間にどちらかをきめなければならぬということになると、資格喪失の後、退職その他でばたばたしている、そのうちに、どちらをとるか言わなかったら、おそらくこれは凍結されることになってしまうと思うのですが、そこあたりの余裕を、私は少なくとも半年なり一年くらいは置く必要があると思う。

○小山政府委員 これは、従来この種の仕事を扱っている経験のある人たちがいろいろ相談いたしました結果、二月あれば十分だということでこういうふうにきめたわけでございます。従っ

て、実際の運用におきまして、これはそれぞれの共済を通じてやることで、十分問題なく処理できるという確信を持って、それぞれの共済の方ではこういう日にちを申し出たわけでありまして、今のところ私もだいたいじゅうぶじやないかと思っております。

○滝井委員 関係の団体その他から、これはやはり短いという意見が相当出てきているのです。修正の問題点にさいせんしてもらっておりますが、これは別に六十日を六カ月にしたり一年にしても金が要るわけじゃないし、むしろ三年、五年を幾分延ばしてやったら同じ効果があるわけですから、これは大衆に利益を得させるという意味で、あまりこだわらなければならないと思うのです。まあ、専門家が腕に自信を持って、こうなるけれども、今後は通算の問題が非常に多くなるのですから、事務が複雑する。そうすると、事務上の隘路その他も出てくると思うので、これはやはりある程度長い方が私はいいいんじやないかと思えます。

次に、通算年金の原資の凍結率ですが、これは一体どういう工合に凍結しておるかということですね。これは大ざっぱに年令五才くらいの間隔でしておるのじやないですか。そうすると、その算術平均したものでとるとり方は、少し私は大ざっぱ過ぎるんじゃないかと思うのです。他の共済組合その他の年限の切り方は六カ月くらいになっておったと思う。ところが凍結される方は、五才くらいになって、非常に単位が違ってくるわけですね。一方は六カ月刻み、一方は五年刻みというようになりますと、これは百万円の買ひものをした、そしておつりを二万か三万も

らったというふうなもので、こういう大ざっぱなものではいかぬのじやないかと思うんですよ。もう少しこの通算年金の原資の凍結率というものをシビヤに刻む必要があるのじやないかと思ふのですが、その点の考え方はどうですか。

○小山政府委員 これは滝井先生のおっしゃったような考え方の立場をとる方も事実にあつたのであります。ところがその考え方に對する一つの問題といたしましては、あまりにこれは自分の金だという意識を深める方向に制度を進展させますことは、それぞれの共済の中における相互扶助制というものの効果を出すことに妨げになるという面があるわけでございます。従って両方の面をいろいろ考慮いたしまして、これもすいぶん議論があつた問題でございますが、もっと大刻みにすることゝ適當だという意見が一方にあり、他方には先生のようにもっと小さく刻んでいったらどうかという意見があつて、いろいろ技術的な点を考慮した結果、それでは五年ほどというふうにしようじやないかということに落ちついたという経緯でございます。

○滝井委員 これはどうも私、もうちょっとこまかく刻むことが必要じゃないかという感じがするのですがね。これは非常に技術的な問題になるので、損得どういふことになるのか、個別に少し当たってみないとわからぬと思ひますけれども、どうもちょっと、こう大刻みになると何か不安があるような感じがするのです。それから通算年金支払いのための統一した事務処理機関についてこの前一度質問しておいて、これは近くそ

う方向に速急に一つの機関を作りたいということだったので、それぞれが年金会計で通算の場合に金を支払うというところは非常に弊害があるわけ、一体これはその後何か進展しておりますか。

○小山政府委員 これは先生仰せの通り、いずれ将来そういう機関が必要になるだろうという考えを多くの者が持っているわけでございます。たださしあたりのところは発生件数も非常に少のうございまして、それぞれの制度で支払いをするということにしておるわけでございますが、すでに今までの討議の際にも現れておりますように、実際問題として日本では将来通算年金を受ける者の方が大部分になるわけでありまして、そうしなければ支払いの問題についてもおっしゃるようなものをどうしても考えなくちゃならぬだろう、そういう意味でこの通則法の中にも、政令で定める機関に行なわせることができる旨を規定して、根拠を設けたわけでありまして、これをいつから作るかということについては、その後寄り寄り協議はしておりますけれども、ここ一、二年の間はしばらく実際のやり方を見たとしようじやないか、こういうことにしているわけでございます。

○滝井委員 その機関を一つすみやかに、どういふ構想でやるか、次の通常国会くらいまでにはまとめてもらいたいんですがね。もう一つは、この通算制度を実施することによって事務費が非常に増加をしていくのです。通算制度が実施されると、少なくとも給付事務が退職一時金の受給に関する限りでも二倍以上

に増加するのです。新たに通算年金、死亡一時金、返還一時金等の支給事務がこれに加わっていくことになる。そうすると、これらの増加をする事務費というものをその会計でまかなうということになると、これはなかなか問題だと思ふのです。こういうものに対する事務費というものは当然国が全部見るべきだと思ふのですが、そういう心がまえ、これは単に国民年金なり厚生年金だけの問題ではなくて、厚生省以外のところでもつかさどっている機関が足並みをそろえて要求しなければいかぬと思ふのです。そういう事務費の国庫負担の増額についての見通しは、はっきりしておりますか。

○小山政府委員 原則は、先生のおっしゃったような原則で処理するということについては、関係省——これは相手は大蔵省で、それ以外は意見は一致しておるわけでありまして、要するに増加分は当然国費をもつて見る。それは元来公的年金の事務費でございますから、当然見ようというわけで、今でも金額面で持っているわけでありまして、各省それぞれ必要な費用は要求しておるわけでございます。さしあたり厚生省では、厚生年金分として若干の費用を要求している、こういう実情でございます。

○滝井委員 それでいいです。次は、大蔵省の方がいらっしゃっておりますから少し尋ねたいのですが、最近民間の企業に私的な退職年金というものが非常に普及し始めておるわけですね。きょう特においでを願つたのは、ことしの四月一日から国民年金が発足したし、それから厚生年金も、そろそろ基礎を確立しなければならぬ

時代に入った。きょうわれわれが最終的に国民年金をどうするかという態度を決定するにあたって、私的な退職年金との関係というものを、少しく大蔵省の見解も聞きながら、その内容をある程度はつきりする必要があるということを感じたわけだ。そこでおいでいただいたわけだ。厚生大臣もおそらく私の退職年金についてはいろいろ御検討になっておられると思います。従って、厚生大臣の見解もあわせて聞かしていただきながら、大蔵省の見解も聞きたいと思うんです。

私の退職年金が非常に普及をしてきた国内的原因というのは、やはり戦後の日本の企業というものが、相当経営が健全になってきたということが一つあると思う。それからもう一つは、やっぱり労働組合自身の力が相当強くなってきた。労働組合の発展、そういうものが、国内的には、私の退職年金、企業年金と申しますか、そういうものを発展させた一つの原動力じゃないかと思う。

それから、国際的に見ても、アメリカあたりにおいて退職年金制度が非常に普及をいたし、それからILOにおいても、鉄鋼業における補足的年金制度に関する結論というふうなものが一九五四年に出ておられるんですが、こういう国際的な影響で、退職年金制度への本格的な胎動が日本でも始まったと思うのです。そこで、私たちが当初考えておいたことが、相当予想外の伸びを最近始めつつあるわけだ。そこでまず、これは大蔵省でも厚生省でも、どちらでもいいですが、現在日本においてこういう私的な退職年金制度を実施している民間の企業の数は

一体どの程度あるのか、そしてそれを業種別に分けたならば、一体どういう企業がおよそそういうものを実施しておられるのか、こういう点をちょっと明らかにしていただきたいと思っています。

○松井説明員 現在企業の退職年金制度を設けております会社は、三十六年四月末現在で約二百四十社ございまして、その八〇％が大体資本金一億円以上というところに相なっております。業種別のお話がございましたが、われわれの方ではその資料は現在持っておりませんので、御容赦願いたいと思います。

○滝井委員 こういう長期の年金制度を立てるといふからには、企業の中に、こいういふものに対する専門家というか、相当経験を持っている人がいなければならぬと思うのです。たとえば生命保険会社というふうなところは、自分がいろいろこういう保険の計算をやっているのですから、常識で考えてやりやすいと思うのです。しかしそのほかに、厚生省の方、わかりません、こいういふ企業を中心にこいういふものが普及しつづけるか。

○加藤説明員 先生の御質問の業種別についてはちょっと資料の持ち合わせがございませんが、現在の企業年金の実情についてさらに補足して申し上げますと、大体二百四十九社くらいございまして、そのうちで、退職一時金と企業年金との併給を認めているもの、つまり退職金の所定額の一部分のみを年金化して支払うというものが百九十三社あります。さらに退職金の所定額を全額を一時金で払うか、全額を年金化するかの選択権を退職者に与えているものが五十社あります。それから拠出、無拠出による区別であります。

職金を原資とする年金化という関係から、無拠出の方が非常に多くございまして、二百四十九社のうち百六十二社を占めております。それから従業員の拠出を共同化している例も相当ございまして、共同拠出の企業年金は八十七社に及んでおります。最後に、年金の支給期間による分類であります。終身年金が二百四十九社のうち四十一社、従って、終身年金ではない有期年金が二百八社ございまして、大体以上のような状態でございまして。

○滝井委員 そうしますと、結局今の御説明によりまして、企業内における年金というふうなものは現在二百四十九社あるそうですが、これは資本金一億円以上だということ。有期の年金と終身年金ですが、有期の年金という、結局退職してから五年とか十年はあがますという確定的な年金ですね。それからもう一つの終身年金は死ぬまであがます、こうなっているわけですが、こいういふ企業の中の年金はどいういふ形になるのですか。退職をしたならば、それが自己都合であらうと定年退職であらうと、やる形になっているのですか、それとも一定の年金に達して五十五才定年退職したというときにやることになるのですか、これはこいういふことになっておりますか。

○松井説明員 自己都合のものと定年退職のもの、大体半々くらいの程度になっております。

○滝井委員 自己都合と定年退職が半々になっていられるということですが、その場合に選択をするかどうかという併給の場合は、これはおそれく自動的に一時金をもらえる、それからあとの残りは、さいぜんの凍結と同

じように、凍結されたものが年金の形で分擔払いをされてくるわけですね。その選択の場合は、こいういふ形で、年金を選ぶか一時金を選ぶかというその場合の計算のやり方というのか、こいう見さかいはこいうことになっているのでしょうか。こいうのは、はっきりわからないのですか。

○松井説明員 一般的な基準というものを作り上げるまで統計はとっておりませんが、一、二の会社の特例について資料がございまして申し上げますと、これは某銀行の問題ですが、支給期間が有期の十年という場合です。これは一時金で支給いたしますと勤続年数三十二年で二百四十万円、それから支店長級の年金で九十九万四千円、大体こいう基準の支給規則がございましておる一つの例だけを申し上げます。

○滝井委員 今の十九万四千円というのは年金額ですね、これは相当なものですね。そうしますと、大体日本で二百四十九社ばかりのこいう年金制度をおとりになっておる会社があるわけでしょうが、大よその年金の支給額とこいうのは平均的に見ると一体どのくらいですか。実は私たちが今後国民年金なり厚生年金を考えると、こいうところから非常に重要になってくるわけですね。これは厚生省の方から承りたい。

○加藤説明員 正確な資料がちょっと手元にございせんが、私の記憶いたしておきますのは、月大体二万円前後とこいうのが非常に多かったと思っております。

○滝井委員 そうしますと、これは厚生年金にその者が加入しておれば、併給に当然なることになるのですか。

○加藤説明員 そうでございます。

○滝井委員 そうしますと、今までのわれわれが主張しておいた問題で、厚生年金と労災保険と併給して下さい、こいう場合があったわけですね。そうしますと、それは同一事故に対して二つの制度を保障するわけにはいかぬとこいうので、併給を拒否されてきたわけですね。これはなるほど私的な民間のものだから勝手だということになるかもしれませんが。実は問題はここから発展してこるのです。こいうのは、もし今後われわれが企業にこいういふ制度をずっと自由放任で認めていく、こいうことになりましたと、これは事業主だけのお金ならばまだしも、一部は労働者の金が入っているのです。そうすると、労働者の金が入っているものが、会社がつぶればこれはパーになってしまふわけですね。同時にインフレーションが起って非常に物価が上がる場合、一体これは保証してくるのかとこいうと、保証はない。これは銀行ならば、埼玉銀行じゃないけれども、銀行局が行ってときどき不当貸し出しを監査するわけですね。ところが会社はこいういふものについては、大蔵省はこいういふ企業年金について監査するこいうふうなことはないわけですね、私企業です。

○松井説明員 法人ですと、毎年あるいは毎期の法人課税という立場で経理の調査をいたすこいうことでありまして、こいう年金支給額の保証とこいう観点で調査しないし検査するこいうことはいまありません。

○滝井委員 厚生大臣お聞きの通り、こいういふ形なんです。問題は、現在日本の民間の労働者の老後を保障をする

ためには三つの方法がとられておると思うのです。一つは銀行なり何なりに自分で任意に貯蓄する方法で老後を保障する。日本の国民が非常に貯蓄性向が高いというのは社会保障がないからだという議論もあるくらい、貯蓄性向が高いわけです。これが一つです。もう一つは退職金の変形した企業年金、退職金そのものがそういう形になる、これが一つ。もう一つは厚生年金だと思ふのです。これが日本の雇用労働者の老後を保障する少なくとも三つの柱だと思ふのですが、これは三つの柱の一つに当たっておるわけですよ。そうすると、厚生年金だけではフラットが月給にしたら二万円ですから、うまくいったら比例報酬分を加えても四千そこそこでしょう、これではなかなか老後が安定しないと思ふ。ここに企業年金というものが頭をもたげてくる可能性が十分あるわけです。その老後を保障する厚生年金のほかの貯蓄と企業年金について何らの保障もなく、まる裸で資本主義社会における企業にまかして、そしてそこで自主的かもしれないが、労働者の積んだ金の運命がどうなるかわからぬ、経済の変動によって風のまにまにゆれていくということでは問題があると思ふのです。こういう状態では、とにかく企業内の年金というものが相当普及をする段階においては、何らかの形でこれは国が考えなければならぬということになる。昔は多分退職手当ですか、退職手当積立金法とかいう法律がありましたよ。そしてそれが変形をして厚生年金に発展をしてきた。そうして一方厚生年金がやはり貧弱なものだから、また昔と同じように企業内の年金が復活をしてきた。こういうふうにいえば二つに分か

れておる。これは灘尾さんが昔夢多き内務省ですか、厚生省の役人の時代にもそういうことだったと思ふのです。そうしてそれが今二つに分かれてゐる。一つの方は曲がりなりにも発展しようかしまいかという段階にきてゐる。ところが片一方は旭日の勢いというては語弊があるけれども、とにかく旭日の勢いで上ろうとしておる。そうすると、出たところが一つである二つのものについて、何かここに政策として考えなければならぬ問題点が私に出てきておるような感じがするのです。こういう点、これは大蔵省ももちろん考えてもらわなければならぬが、厚生省自身は一体こういう事態の中でこの企業年金、私的な退職年金制度についてどう考えておるかということでは、これは今後の国民年金、厚生年金の発展の上に大きな関係のある問題です。

○灘尾国務大臣 現状はお話の通りだと存じます。厚生年金の内容の充実発展にまずわれわれは努めなければならぬ次第であります。現状といたしましては、お話の通りに企業年金というものがだんだんと発展の姿を示しておるという状況であります。しかしこの関係は労働者の福利の問題あるいは保護というふうな問題を考えましても、無制限にいいいますか、自由放任の形でこれを伸ばしていくということでは、私は全体的に見た場合に好ましい姿ではないと思ひます。何らかの政策でいゝゆる厚生年金との間における調整といふことを考えなければならぬ段階にきておるのじゃないか、かように考へたいと思ひます。

○滝井委員 そこで第一の問題として、さいぜんちよと指摘しましたたが、これは私的な年金であれ公的な年金であれ、長期の債権債務の関係にあるわけですね。従つて企業がよほど安定でなければ、こういうものを簡単に作らしてはいかぬという理論が出てくるわけですね。この点については、今のうちに資本金一億円以上が二百四十九社です。たとへば、私は炭鉱地帯です。炭鉱地帯でも大正製薬なんというものは、昔の伊藤伝右衛門さんの赤銅御殿以来、有名な炭鉱ですよ。ところがこの炭鉱でもどうなるかという、こういう時代です。そこでそういうものができておつたつて、退職金を払うどころじゃない。今炭鉱労働者は、退職金を満額約束通りくれるなら、あしたでもやめるといふ人がたくさんあるのです。退職金が払えないのです。いわゆる年金になったら、なお払えないというところは当然のことなんです。ね。実は企業内部で老齢の従業員と若い従業員の意識というものは、退職金をめぐつて対立する場合が出てくるわけですね。会社が左前になってきたときに、一体これから退職する人の将来の年金を保障するか、現実に働いておる労働者の賃金を保障するかということになる。企業内部では、現実に働いておる労働者の賃金を保障する方が優先するのです。そうすると、老後の保障で、粒々辛苦、過去積み立てし、拠出したものが何にもなくなつてしまふ、こういう問題が出てくるわけですね。従つて私はこの国民年金なり厚生年金の一つの転機に立とうとする現段階で、しかも一方では企業年金が伸びようとしておるときに、一体この企

業年金は国としてこれをどう処理していくかという基本方針を出さなければならぬ時期がそういう点からもきておると思ふ。これは厚生省だけではなかなか――厚生省が企業内部に立ち入ることはほとんど不可能なことです。から、当然大蔵省なり通産省と協力して、この問題を処理しなければならぬ段階がきておると思ふのです。これはどうですか。

○灘尾国務大臣 ただいまお答え申し上げました通りでございます。厚生省としても十分検討いたしまして、少なくとも、せつかく積み立てました資金というものが確保され、確実に給付ができるような姿にはしなければならぬかと思ひます。同時にまた厚生年金の将来の発展ということもございませう。で、この厚生年金との間の調整という問題についても検討を進めなければならぬかと存じます。

○滝井委員 もう一つの問題点は貨幣価値の変動ですね。今企業内の年金でスライド制を書いておるところは、どこかあります。

○松井説明員 一件、大和証券が可変年金という制度をとっております。

○滝井委員 実は私もその大和証券のあれを何かで読んで、これはなかなかいい方法をとつておるな、こう思つたのです。これは、証券会社は、一つは投資信託その他のPRの関係もあるでしようからね。だからあそこ頭のいい人がおつてあみ出したと思ふのです。一定の額は株に持つていて、一定のものは固定的にしておく、こういう方法ですね。それはある程度株というものは時代を反映して上がり下がりがありますから、それでスライド制を

おそらく調節しようということ、スライド条項にしていこう、こういう考へ方におそらくなつてきたんじゃないかと思つて、私は何かで興味深く実は読んだのです。今御指摘のように、大和証券以外はスライド条項というものは、ない。こうなりますと、かつて郵便貯金なり生命保険が、全部、とにかくわれわれの粒々辛苦の貯金なり掛金を戦後のインフレでホコにしたと同じ形が出てくるわけですね。もうああいふ形になることは、国民大衆あれで経験を得ましたから、今後はやはり何かしなければならぬという気持がある。ところがまだこういう点については労働組合は気づいてない。日本の労働組合はまだ企業一家的な精神、企業組合的なところがあるから、自分の企業だけだれも一生大丈夫だと思ひ込んでゐる。ところが、あにはからんや、大正製薬みたいなものが出てくるんです。おそらく三井鉱山だつて――三井鉱山、三井銀行、三井物産、この三本の柱でやつておつたんだが、その鉱山がもはや三井銀行から金が借りられぬという時代になってきておる。かつて三井の銀行を築き、近代的な三井化学工業を築いた鉱山が、もはや他のものからそでにされるという時代になっておるから、いかに強い会社だつて当てにならないということになる。そうすると当然こういうスライド条項について、大和証券以外は無いんです。から、やはり国は労働者を保護するといふ立場から考えなければならぬという問題が出てきておると思ふのです。こういう点はどうですか。

○森本政府委員 ただいま企業年金についてのスライド制のことを御指摘に

なりましたが、ごもつともでござい  
ます。この問題は単に私的な企業年金だ  
けでなく、広く一般の国民年金あるい  
は厚生年金という制度においても考え  
る必要があると思います。御存じの  
ように北歐等の諸外国におきまして  
は、年金の自然スライド制を設けてお  
ります。これは今後の検討の問題だと  
考えております。

○滝井委員 今後の問題だと考えて手  
をつけないと、もう現実にくいうい  
うな景気変動の時代になってくると、  
やはり浮沈があるわけです。従って政  
府としては——あとでだんだん質問し  
ていきますが、小さい額じゃないです  
よ。アメリカでも五百億ドルですか、  
そのくらいいたまっております。五百億ドル  
という十八兆ですよ。これは大へん  
な額ですよ、これは日本だって立ちど  
ころに千億、二千億たまるのですか  
ら。だからそういう点について、これ  
はよほどすみやかに検討してもらいた  
いと思うのです。

それからもう一つの問題点は、定年  
制の問題です。一体この年金制度は定  
年になつたらくれるという約束で——  
定年でなくとも、途中でもあります  
が、大体定年が多いんですね。ところ  
が現在、皆さん御存じの通り、日本の  
終身雇用の形態というものは崩壊し始  
めておるので、同一労働同一賃金と  
いうのが非常に強くなってきたのです  
から。そうしますと現行の五十五才前  
後で定年ということにして、そうして  
企業年金というものを約束をしてお  
いた。ところがその定年がずつと延びた  
り、あるいは終身雇用の形態がくずれ  
るというような問題が出てくるわけ  
ですね。そうすると、普通は退職時に

ける賃金というものが基礎になって大  
体年金というものはきまるわけです  
よ。そういう平均寿命が延びるとい  
うようないろいろの問題から考えても、  
企業内の年金というものは、調べれば  
調べるほど、何か薄氷を踏む思いの状  
態が出てくるわけです。これはある程  
度きつちと企業に国家的な監視が及ん  
でいるという——社会化が行なわれ  
て、国がある程度ひもをつけておる  
というんじゃないんです。あの数字  
の神様といわれる池田総理の経済知識  
をもつてしても、日本の経済というも  
のは自由にならない。九割の経済の成  
長だといって、うそは言いませんとた  
んかを切っておたけれども、経済  
は、手綱がどんどん延びちゃって、一  
%から一二%も伸びていくんですか  
ら。引き締めようとしても、引き締め  
過ぎるとデフレになるし、ちようどい  
いとところはなかなかできぬといって、  
まだ答弁がでない。来年度の予算編  
成の基本方針さえきまらぬ、こういう  
工合です。経済の神様がそういう工合  
ですから、なかなか経済の状態はわか  
らぬ、こういうことになるわけです。  
こういう定年制の問題が一つ出てきま  
す。

もう一つの問題は、企業内の退職年  
金というものは大企業だけだということ  
です。中小企業にはないということ  
です。そうして中小企業は一体何がある  
かという、このごろようやく労働省  
がちやちなものを作りました。退職年  
金共済制度というものを作つた。これ  
は朝日の上る勢いで加入者はできない  
のですよ。ところが一方、企業年金とい  
うのは伸びていっているのです。そ  
の額も、今御説明になったように二万

前後——私のちょっと調べたところに  
よりますと、旧制大学卒業生の平均が  
二万九千五百八円、旧制中学校卒業生  
で、これは定年退職ですが、二万四千  
九百円。月額、年額二万四千九百円程  
度もらえんんです。このほかに厚生年  
金がつくのですから、大企業は非常に  
よくなる。ますますよくなる。そして  
中小企業はこんなものではないので  
すから、格差がこれまた開いてしま  
う。一日々賃金の上で格差がつく。  
老後においても格差がつくということ  
になれば、この格差というものは二倍  
にも三倍にもなる。こういう問題を含  
んでおるものを、私はこの段階では野  
放しにすべきではない。何らかの形で  
国が、介入といったら語弊があります  
から、行政指導をやつて、そしてこれ  
をまず第一に確実なものにするとい  
うことが、企業年金を許す大前提にな  
るのじゃないかと思うのですが、その点  
はどうですか。

○森本政府委員 企業年金の現状は、  
ただいま御指摘のようでございますし  
て、だんだんとふえて参つておりま  
す。しかもそれが大企業に多いとい  
うことでございます。御存じのように、  
この企業年金と申しますか、あるいは  
は諸外国にもあるわけでございます。  
イギリス等においても先般これを実施  
しております。その際のやり方としま  
しては、やはり強制的な厚生年金と、そ  
れからそれに付加するという意味の企  
業年金というところでございまして、こ  
の両者の調整をとる考え方をいたしま  
しては、強制的な厚生年金で十分な給  
付をいたしまして、なお余力のあると  
ころについては若干の付加給付を認め

る、こういう方式が諸外国にも置かれ  
ているようでございます。最近におき  
ましては、関係の向きからもこれを制  
度化すべしという要望もございませ  
し、今後の状況を考えますと、これは  
なるべくすみやかな機会に企業年金と  
厚生年金を調整いたしまして、一つ  
はつきりした制度にするということが  
必要であると考えております。厚生省  
としましては、そういう心づもりで、  
次の五年ごろの再計算の機会がござ  
いますので、その機会までに一応のめ  
どをつけたい、こういうような気持で  
おります。

○滝井委員 早い機会にめどをつけた  
い、こういうことですが、そこで私は  
これから問題の核心に入ります。  
今までは大体日本の企業年金とい  
うものがどういふ形のものであるかとい  
うことを今お尋ねして、大体これで企  
業年金のおおよその概念が浮き彫り  
きたわけですね。ところが現在その企  
業年金に対して——ここにありますが、  
日本の経営者団体連盟から企業年金の  
課税政策に関する要望というものが  
出ております。これがきまらな  
す、これはもう厚生省が幾らじたば  
たしたって時期はおそいのです。これ  
がきまる前に問題を処理する必要があります。  
実は十月の十四日の全国紙にいろ  
いろ記事が出ておるのですが、十月十  
三日に税制調査会で、会長は中山伊知  
郎さんです、その中山伊知郎さんの税制  
調査会で、この企業年金の課税の問題  
について本格的な討議が始められると  
いう記事が出ておるわけです。問題は  
これなんです。もしこの企業年金が課  
税上の恩典を受けて、そして日の目を見  
るといふことになると、ますます

広がるです。もう私は太鼓判を押して  
おきます。燎原の火のごとく広がって  
いきますよ。その結果一体どういふこ  
とになるかという、厚生年金の率の  
引き上げは不可能になります。これも  
はつきりしておる。もう日本の厚生年  
金は今のまま停滞です。私は今から太  
鼓判を押しておきます。そこで一体大  
蔵省としては——それで主税局に來て  
もらつたのです。ほんとうは村山さん  
に來てもらわなければならぬのだけ  
ども、大蔵大臣にも要望しておつたの  
ですが、予算があるそうですから、き  
ようはこれを通す前にあなた方と一勝  
負をしておかなければならぬというつ  
もりで來ていただいたのですが、大蔵  
省の考え方は一体どういふ考え方  
か。この企業年金に対する課税政策い  
かんということですね。

○松井説明員 お答え申し上げます。  
現在税制調査会におきましては、三年  
がかりで税法の体系的な問題、それ  
から来年度の減税政策について今検討中  
であります。その中の一項目として企  
業年金に関する議案を諮問されまし  
て、検討をしていることは事実であり  
ます。今おっしゃいました通り、将来  
企業年金がどう伸びていくか、合理的  
な方法で発展しなければならぬと思  
いますが、非常に大きな問題を含んで  
おりますときに、税制が先に方向を規定  
するということとは非常に問題があるの  
ではないかという意見もございませ  
し。しかし税制調査会における基本的な  
もの考え方、給付の保証といいま  
すか、安定性が確保できるという年  
金制度であつてほしいということ。

○委員長退席、藤本委員長代理着  
席

それから将来、今おっしゃってありますような公的年金との調整の問題におきましては、支障がないように持っていきたい。しかしながら一方自然発生的にどんどん新しく企業年金というものがふえて参ります。これも社会保障の充実の一途でありまして、もし税制上でそれが著しい障害になっておるといふことに相なりますと、また非難も大きいわけもありまして、もう三、四年前から企業者あるいは企業者の団体等からそういう強い要望がございまして、今おっしゃいました将来の大きな問題に支障のない範囲で、何らかの税制上の手当がでないものかというのを議題の中心といたしまして、今論議されている最中であります。税制調査会といたしまして、まだ具体的な方向づけなりの結論を得ておりません。これが現状でございます。

○滝井委員 税制調査会というものは諮問機関ですから、問題は大蔵省として、税の専門家ですから、こういうものは一体どういふ腹がまえでやろうか、こういうことだと思ふのです。こういう問題は、政府は困ると、すぐ税制調査会が結論を出しておりませんかと言えませんかと言われども、税制調査会にはけっこう原案を出しになるんです。そこできょうは、結論は税制調査会からも出ていないし、なかなかあなたもお答えにくいかと思ふすけれども、やはりこの問題点はおわかりになつておらずだと思ふ。企業年金の積立金を非課税にした場合には、一体どういふ影響があるのか、どういふところに問題点があるのか、こういうことははっきりしていると思うのです。だからそういうことをここで私は

はっきりとしてもらいたい。それから先の結論は、政党政治ですから、最終的には与党の皆さんがおきめになるだろうし、野党のわれわれもそれに対して判断というものを研究しなければならぬと思ふ。そこで日経連の要望その他割合具体的に法人関係、所得税関係と出てきているわけですから、従つてあなた方が、一体この企業年金に対する問題点は、非課税にした場合にどういふところにあるのかという点を、一応事務当局の見方として説明をしていただき、同時に今度は、こういう年金を実施する主管官庁である厚生省から見た場合には、どういふ点に問題点があるか、長所と短所があるのか、こういう点を厚生省からはっきりしていただくと。こういうことがわかると、議論が非常に進むんです。何も税制調査会が神様でもなければ、最高の権威でもないわけです。だからそれは意見は見聞として、諮問機関だから、十分お聞きいただき、それから国会にはその問題点というものをはっきりしていただいて、国会が税法の上でこれはどうするかというところはきめるわけです。そこいらの一つあなた方がお考えになつて、問題点を、日経連の要望がどこが無理であるか、どこが妥当であるか、こういう点もあわせて御説明願ひたいと思ふ。

○松井説明員 大蔵省並びに現在税制調査会におきまして、どういふ形でこの問題を整理しておるかという問題点について御説明したいと思ふ。その前に、先ほど私が申し上げました何らかの税法上の措置とこう申しますのは、当面二百数十社の会社です。年間に曲がりなりにもいろいろな方法で年金制度を実施してあるわけでありまして、こういう場合に税制上どう扱つていいかというところについて回答を迫られておる問題が相当ございまして、そういう問題について、ある程度前向きな結論を出すという立場に迫られておるといふことを申し上げたわけでありまして、小さな問題と大きい問題に区分して申し上げた方がいいと思ふますが、大きな背景になります問題は、すでに御指摘になりました通り、第一番目には公的年金との調整政策、方法の調整をどうするかという問題、これは非常に大きな問題だと思ふ。二番目は、今おっしゃいました、これも現在このままほつておきますと大きな企業ばかりがまず先行する、こういう問題について特別の税制を設けたと仮定しました場合に、事実上適用が一方に偏しはせぬかということが、まず第二の問題になると思ふ。それから、これは税務当局ばかりではなしに、大蔵省全体として考えますときに、さらにこの年金給付の本来の性格から申し上げまして、長期給付の性格を持つておるわけでありまして、年金受給者の受給権の保証といふことが、受給を確実にするといふことがまず第一番であります。税制上ある程度のもので、一定の金額の積み立ての場合に、それを損金に認めます限度を計算する場合に、非常に複雑な保険数理というものを必要とするわけでありまして、こういう経理を明確にするために年金機関に対する監督というものは一体どうあるべきかという問題、それから、これは金融あるいは経済金融あるいは資本市場にも関係する問題かと思ふますが、すでに御指摘になりましたように、アメリカ

カ等におきまして、外部に積み立てられました企業年金が非常に膨大な資金になつております。これは機関投資家として相当な比重を占めておりまして、現に機関投資家のうちニューヨーク株式取引所の全株式の二割以上もこういう年金基金が持つという状態でありまして、こういう基金が金融政策上、経済政策上に及ぼす影響、こういうものについて何らかの配慮が必要ではないか、従つて、こういう膨大な基金に対する運用等に関する規制についてどういふ配慮が必要かというようなことが、背景になります大きな問題であらうと思ふ。

次に、税制上の措置を講ずるといたしました場合に、これも先ほどおっしゃいました年金の保証性というものと関連する問題かと思ふますが、社内積み立て方式の主張もございまして、それから信託とか保険とかを利用いたします社外積み立て方式の主張もございまして、こういう問題についてのあり方を一体どう考えたいかという問題がございまして、それからまあ、今後積み立て方式を判断いたします場合に、一体年金と一時金の支給がどんな姿になるのであろうか、現在の一時金にだんだん年金に振りかわっていくのじゃないか、そういうところが主たるねらいであります場合には、現在の退職給付引当金制度というのがございまして、その制度と如何に調整していくかという問題がございまして、それから、かりに外部に積み立てるという方式をとつた場合に、大きな資金のファンドができるわけでありまして、これがいろいろ資産の運用をしますときに、一体そのファンドの生む利

益に対して全然無税でいいのか、何か課税措置をとる必要があるのかどうかというところが大きな問題になつて参ると思ふ。

それから、月々の掛金につきまして企業が負担するほかに、従業員自身が負担する分がございまして、場合によっては従業員負担の分は社会保険料的なものと見るべきかどうか。今後の社会保障政策の進展との関連においてこれ考える必要がある。

それから、いよいよ年金給付が開始されますときに、給付をもらいます従業員、この課税をどうするかといううなことが課税技術上問題になつて参ると思ふ。

少しこまかいことを申し上げましたが、課税技術上に関する問題と、最初背景になります大きな問題とに分けて、お話を申し上げます。

○滝井委員 大企業年金の問題点を御指摘いただきましたが、その場合に現在やられておる方式は、あなたの今御指摘になつたように社内に留保する場合と、社外に基金として置く場合と、こうあるわけですね。私がしろうと考へてみて、社外基金というときにはあまり問題はなかつたと思ふ。たとえば中小企業退職金共済制度を作つてその事業団に積む、これは割合きちつとしてくるわけです。こういう場合はあまり大きな問題はないと思ふ。だから、場合によつては今の労働省にできた中小企業退職金共済事業団に全部積みまけるといふ方法もあるのです。そうすると、大企業と中小企業との交流になつて、そのファンドが大きくなるから、運用がうまくいくという問題が出てくると思ふのです。それで問題は

社内留保の場合だと思ふのです。そうすると、この社内留保にした場合に、そのお金は一体何になるかということですが、それはみな設備になり資材になり、運用資金になって、会社自身の利益のために使われるわけです。そうしてもそれを非課税にする、その中で幾分を非課税にするということになると、これは相当問題が出てくると思う。そうでしょう。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕

それで、この退職一時金というものは労働協約で作っておるのです。労働協約というのは二年か三年の短い契約なんです。だから、短い契約だからこれは力関係でやっていくわけです。ところが、非常に長期の三十年とか三十五年先の定年退職をするときの問題を、労働協約でやった退職一時金と同じようにこれを持っていくということになると問題が出てくるわけです。そこで、私は社内留保が一番問題だ、この場合一体どう考えるかということですが、それをもう少し中に入っていく場合、その金は事業主だけが出したものでも問題があるが、いわずやそのお金は労働者の出すものも加えるという場合もあるわけですから、こうなると、そのお金というものは運搬資金なり、設備なり、資材なりに化けてしまうのです。そうしてこの金はますます利益をかせぐ、そのかせぐ元本というものは税金がかからない、こういう理論的な展開がされていくと非常に大へんだと思ふのです。日経連が要望しておるねらいはいろいろあるけれども、どうも私の文章を読んでみて、ねらいはやはりそこにあるように思ふ

のです。だからこんなものは社内には持っていけないことです。もしこういう制度をお作りになるうとするならば、これは社外です。全部社外にやらして、そうしてきちんと国がこれを管理監督するという形にならぬと大へんなことになる。そういう形になっていけば、どういうことになるかというところ、企業の中で厚生年金にいくことはばかしくなる。だから企業の中で労働者もほとんど金を出さず、事業主も金を出して、この方をどんどんふくらませればよい。まさか自分の企業がつぶれるとは思わぬ。幾分か目八目もあってそう思ふ。そうするとこちの方で千分の三十五を折半して出す。これを今厚生省は上げなければ年金の給付は前進しないわけだ。ところがこれを出すことはばかしく、なぜならばあんなところへ出したって、自分のところは自由に使えるわけではない。厚生省に三拜九拝して頭を下げて金をもらおうというのがせいぜいだ。それならば何億という金が、税金も免税になって、そうして自分の企業で自由自在に使えるというならば、もう厚生年金の方は絶対に反対、企業年金強化ということになることは当然です。こういう形になると大へんなことになると思う。どうもそういうにおいが、私の嗅覚が発達しておるわけではないけれどもするわけです。そこでそういうことになる前にこれは警告しておく必要がある、こういうことなんです。だからこの点は重々主税局としては、われわれは社会保障の立場からあるいは日本の零細企業の厚生年金の考え方からも今からきき打っておくわけです。そうしないと税制調査会で

ずっとやったのじゃ大へんですから、これはいざいざ機会を見て予算委員会でも大蔵大臣あるいは総理にも一本くぎを打っておこうと思はれておるわけですけれども、きょうはあなたの方の意見を先に聞かしてもらって、僕も知識をきちっと整理してから予算委員会なり通常国会でやるか、大蔵委員会でもやるかなければいかぬと思ひますから言っておるわけです。その点はどうです、社内留保の問題ですね。

○松井説明員 現在退職給付引当金制度というものがございまして、それは社内留保したしておるのですが、その年金も社内留保の場合は現在の退職給付引当金制度の中で考えるというところでございまして、その場合には自己都合でやめたものにこれは制限をされておりまして、それ以外のものは引き当ては支給されないことになっております。それから、これはもう三度くらい申し上げるのですが、給付の確実を期するという意味におきまして、はたして最終的にそういうことが保証されておるかどうか、むしろ問題がありまして、引当金の四分の一は特定預金にしておくと制限がございまして、それからもう一つは、社内留保運用するじゃないかという話でございまして、まさにその通りでありまして、社内留保運用したときとは、企業自身の法人の利益の中にその利益が加算されて参りまして、現在法人税はかかっておるといふことになって参ります。これは社外留保の場合と幾分その点が違ふのじゃないかということでございます。○滝井委員 退職一時金でも四分の一は指定した特別の預金になると言ひますけれども、このときは一応一時金で

くれるわけですよ、退職一時金ですから。ところが今年度年金になると分割払いになるのです。これは一体労働者が得た企業が得たという、企業の立場になると、非常に得ですよ。これは一時に金を出してごらんない。企業は大へんですよ。だから今炭鉱地帯では一ぺんに退職金をくれたらみなやめというけれども、退職金を出せないのです。従ってちびちび分割払いにするというなら、銀行から金を借りて出せる。だからこういう分割払いということは、労働者自身より企業にとって非常に得たということですよ。しかもそのための金を自分で運用して自分の運転資金にするから銀行から高い利子で借りる必要はない。この金は利子はつかない。この金を税金で取るとすれば、たとえば一億の利益があると四千万円は法人税、地方税を加えて取られてしまふ。ところが四千万円税金で取られるものをとれないで、これを運転資金に充てようというのですから、こんないい話はない。たなからばたもち以上ですよ、企業にとっては、これを大蔵省に強く要望して税制調査会でやろうとしているから僕はこれは大へんだという感じがしている。だからこういう点は厳重に私はやらなければならぬと思う。

それからもう一つは、そこからどういふ問題が派生してくるかという、これは本来ならば税金で取るべきものですから国庫に入るべきものだ。ところがこれは国庫に入らないということなんです。特定の企業に限られた一部の労働者の利益にはなるが、一部犠牲的なものが出てくる。そうしてそれを社内留保させてやると国に税金が

入らないから、国はそれだけその企業に減税をした、補助金をやったことになる。それだけ社会保障の財源は国の立場で言えば減るわけだ、それだけ厚生年金なり国民年金の前進が停滞することを意味する、こういうことになりまふ。だから一体この社内留保する額は日本では今のような姿でずっと前進をしいたらどの程度の金がたまりまふか。たとえばこ十年とか十五年の間にどの程度の金がたまりまふか。現在一体どの程度になりまふか。おそらく二千億、三千億になっておるのではないかと私は思ひます。

○松井説明員 正確な数字はあとで調べてから御返答申し上げたいと思ひますが、先ほどの私の説明でもう一点追加して御説明したいと思ひます。今滝井委員がおっしゃいましたいろいろな問題点、それから私が説明いたしましたような問題点に関連いたしました、現在税制調査会におきましても社外積立の方が一そういいのではないかと一意見が非常に強うございまして、こういうことを申し上げたかったのであります。○滝井委員 おそらく私は筋論から言えはそうならざるを得ないのではないかと、社内留保は問題がある。それで一つの参考として、現在全国の退職給付の引当金、これはどの程度累積しておりますか。これはやはり一つの資本になると思う。多分三千億くらいではなかつたかと思うんですが。○松井説明員 あとで調査して御返事申し上げます。○滝井委員 きょうは私もにわか勉強であれですが、この問題は私は租税特別措置にわれわれ社会党は相当問題に

しておるわけです。租税特別措置というのは体のいい補助金です、取るべき税金を取らずにやるわけです。その租税特別措置のすべて二千億くらいを一括したくらの大きな意義が将来に出してくると思う。今はまだおそろく引当金全部でも三千億くらいだったと思いますが、これを企業年金に切りかえて社内留保、社外留保両方認めていくというところになりますと、これは非常に伸びていくと思う。そうなりますと厚生行政における厚生年金というものは今より一歩も進まない。そういう意味で、今言ったような資料も出していただいて十分討議をする機会を与えていただきたいと思ひます。

まだ年金のほかに問題がありますけれども、私ばかり質問しておつてもなんでずから一応これでやめますが、最後にちょっと厚生大臣に要望いたしておきたい。今までのいろいろと述べましたように、この企業内の年金というものはいわば所得保障の将来の運命を決定する重要な要素をはらんでおるものです。従つて厚生省としても積極的にこの問題の検討に入つていただいて、そうして通常国会までくらしいに一体これをどういう工合に将来政府は処理していくかというおよその政府の見通しくらいは私はつけていただきたいと思ひます。古井さんの時代に、厚生年金なり国民年金の積立金の運用の問題についてなかなか大蔵省と話がまとまらなかったのです。これはお互いがもう結論を出してしまつてからやり合つて、まとまらないのです。そうすると、率直に申しますが、大蔵省と厚生省の力関係で厚生省はみんなねじ伏せられてしまつて、やつぱり

二割五分ということになる。これは大蔵省もまだきめていない、あなたの方きめていない、この段階なら勝負は五分々々です。税制調査会が結論を出す前に大蔵省と厚生省の事務当局が十分意思統一をはかつて、ある程度のアウトラインを次の通常国会くらいまでには出していただきたいと思ひます。これはわれわれも政策を決定する上に非常に重要ですから、こういう問題はいい方向に持っていくたらしいのですから、そうわれわれも目の色を変え、目くじらを立てて反対々々という必要はない。何かうまい打開の方法があれば、前進の方向でものがきまるといふならば、われわれだつて弾力ある態度を持ちますから、その点厚生大臣の最後の御答弁をいただいて、午前中はこれで終わりたいと思ひます。

○藤尾国務大臣 滝井委員のおっしゃる御趣旨はよくわかりました。大事な問題と考えますので、大蔵省とも十分話し合ひをして参りたいと思ひます。

○中野委員長 八木一男君。

○八木(一)委員 引き続き、国民年金法自体について御質問を申し上げたいと思ひます。先日は拠出制年金についておまに御質問を申し上げたわけですが、無拠出制年金について、福祉年金について御質問を申し上げたいと思ひます。

○八木(一)委員 今度の福祉年金の中の老齢福祉年金に対する改善の点は、本人所得制限に対して、その者に扶養家族があつた場合の所得制限額のゆとりといふ点、扶養家族一人について一万五千円のゆとりがあるところを三万円にするという点についての前進は、この前の委員会の論議がもとになりましてそういう前進がなりましたことは、これは一歩前進であらうと思ひます。しかしながら続いて年金の論議で行なわれておりますように、あらゆる点で老齢福祉年金については十分過ぎる、欠点が多いということが結論になっているわけです。その最も大事な点は何かと申しますと、まず金額が非常に少な過ぎるという点であります。

のほかに配偶者所得制限というふうな奇妙な制限があれ、あなたの方きめていない、この段階なら勝負は五分々々です。税制調査会が結論を出す前に大蔵省と厚生省の事務当局が十分意思統一をはかつて、ある程度のアウトラインを次の通常国会くらいまでには出していただきたいと思ひます。これはわれわれも政策を決定する上に非常に重要ですから、こういう問題はいい方向に持っていくたらしいのですから、そうわれわれも目の色を変え、目くじらを立てて反対々々という必要はない。何かうまい打開の方法があれば、前進の方向でものがきまるといふならば、われわれだつて弾力ある態度を持ちますから、その点厚生大臣の最後の御答弁をいただいて、午前中はこれで終わりたいと思ひます。

○藤尾国務大臣 福祉年金の問題についてのお尋ねでございますが、仰せの通り、現在の福祉年金につきましては必ずしも十分とは思つておりません。ただわれわれといたしまして、この福祉年金の改善という点についても十分な関心を払つておるつもりでございます。今度提案いたしました中に、皆機方の御意見も取り入れましてある程度の改善をいたしたつもりでございます。将来さらに検討を続けて参りたいと思ひます。

○八木(一)委員 今度の福祉年金の中の老齢福祉年金に対する改善の点は、本人所得制限に対して、その者に扶養家族があつた場合の所得制限額のゆとりといふ点、扶養家族一人について一万五千円のゆとりがあるところを三万円にするという点についての前進は、この前の委員会の論議がもとになりましてそういう前進がなりましたことは、これは一歩前進であらうと思ひます。しかしながら続いて年金の論議で行なわれておりますように、あらゆる点で老齢福祉年金については十分過ぎる、欠点が多いということが結論になっているわけです。その最も大事な点は何かと申しますと、まず金額が非常に少な過ぎるという点であります。

一千円という額であれば、これはほんとうに小づかいをちよつと増すという程度であつて、老齢者に対して所得保障をするという金額にはほど遠いわけでありまして、まだ年金の最初のスタートであるので、この程度でまゐるにいたしたいというところを、時の岸内閣総理大臣並びに坂田道厚厚生大臣は言われましたけれども、その当時からすでに数年を経過しております。当然この年金額について再考慮がされて、政府みずから改定すべき法律案を出されるのが至当であらうかと思ひます。しかもその間において物価が上昇して、あるいはまた生活水準が上がつて、あるいはまた最も近い例として救済的な所得保障の根幹である生活保護法の給付が相当に上がったというところから考へて、この千円をそのまま固定しておきましたならば、非常にその当時において貧弱だといわれていた金額が、実質的にはそれから減つていくというところにならうかと思ひます。そういう点で当然これに対処されなければならぬのに、今度の改正案でこの金額について触れておられないのは、はなはだ不十分であると思ひますので、その点についての厚生大臣の御見解を伺いたい。

○藤尾国務大臣 給付の金額を引き上げるということも、もとより考えなければならぬ問題だと考へます。今回の提案は給付に関するいろいろな制限をなるべく緩和するといふ、そういう方向でもって均霑する人の数を多くするのを立てておるわけでございます。給付の額の引き上げについては、今後の問

題として検討させていただきますと存じます。

○八木(一)委員 今後の問題としてお考へになる、それはもう当然お考へにならなければならぬことと考へます。来たるべき通常国会に改正案を提出される準備をしておられると存じます。それについてこの年金額、この全部について当たりますけれども、老齢福祉年金の年金額について、それを増大する原案を当然用意されてしかるべきだと思ひます。それについての現在の御準備の状態、御決意のいかんというところについて、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤尾国務大臣 来年度の年金問題といたしましては、たとえば公的年金との併給の問題であるとかいふふうな問題について、積極的な検討を進めておるわけでありまして、老齢年金の額そのものを引き上げるといふところまでまだ至つておらないことをまことに残念にいたします。

○八木(一)委員 老齢年金の金額までは引き上げるところに今までのところは至つていない、大体そういう事情であるといふことは知つておりましたけれども、そのままだいけません。思ひます。将来の年金制度を確保して、その間に安心して労働意欲を發揮してもらふということも大事であります。現在老人が困つて、その困つてゐる老人は自分がぼやぼやして困つたのではなしに、今までの政府の諸施策あるいは戦争の惨禍、そういうことから非常に困つてゐるわけですから、貯蓄をしたものがほとんどご同然の金になつてしまつたといふようなことも大きな原因でありましょ

う。それからいろいろの小さな商売をして、あるいは農業を経営しているときに、十分な蓄積ができるだけの経済政策がとられておらなかったというようなことも原因でありましょう。ですから現在の老人について、特に今の年金問題としては、現在の老人の問題に対処すべき老齢福祉年金の問題についてまず第一義的に考えてしかるべきことではないかと思うわけです。その問題について、年金制度全体についていふ重要な要素がたゞさんごさいますから、いろいろな点に配慮される必要があり、この間御答弁になりました免除者に対して全部保険料を国が負担して、保険料をカバーする、それに実納者と同じような国庫負担をつけるというような問題が、年金制度全体を完成させる上においては最も根本的な、一番大事な問題であります。しかしながら、それとともに、現在の老人の問題に対処する現在の年金制度としては、無拠出年金制度を拡大するということが急務でなければならぬのであります。その大もととは、これは所得保障を必要とする度は障害の方が多い、母子の方が多いいという要素もございまして、しかしながら、量的に見て最もその大綱を占めるものは老齢福祉年金であります。その老齢福祉年金について、最初現行法案が審議をされたときに、非常に不十分であるということが徹底的に論議をされて、政府みずから、不十分であるけれども將來至急に改定するのだからという苦しい説明のもとに、多数決で押し切られた。当然公党としては、またその政府と同様の傾向を持つ同じ政党内閣である池田内閣としては、それに対処され

る責任があるわけです。しかもその後物価の変動が多い、生活状態の向上が多い。対照、比較すべき生活保護法の方についてはある程度の配慮がなされているということを考えますれば、この問題について当然次の年度における改正案を、臨時国会のときにも出されるべきことであるが、それは一歩遠慮してさしあげても、根本的な問題を検討すべき次の通常国会において、この問題について取り組まれる必要がある。御準備が今までなかったことは非常に怠慢でございしますけれども、しかしながら、そのようなことを申しても制度は発展をいたしません。これからでも十分間に合う。その点について、このように老齢福祉年金並びにそれに對する障害福祉年金、母子福祉年金について、金額を増大するという点について最大の努力をされて、予算折衝に間に合うわけでありますから、この点についての推進をされなければ、厚生大臣としての御職責を十分に果たされたことにはならないと思う。今まで準備が足りなかった点をこれから努力で取り返していただいて、政府みずからの原案としてや誇るに足るような、できましたならば十分に誇るに足るような改正案の内容を出していただきたい。そのような全面的な御努力をされることについての御決意を一つ伺いたいと思ひます。

○兼尾國務大臣 八木さんも来年度の御準備について、予算要求と申しますか、大体御承知だろうと思ひます。一応今申し上げましたように、概算の要求をいたしておるわけでありまして、私どもの考え方としては、なるほど現在の老齡年

金の金額は決して十分とは申し上げませんが、しかし、これが相当の足しにはなっている、かように私は考えます。お年寄りに対しましては足しにはなっておるだろうというところは考えますけれども、決して十分だとは考えません。この福祉年金の問題をだんだんと改善していく上から申しますと、額の問題に先き手をつけるか、条件の問題に手をつけるかというようなことをいろいろ考えあわせました結果、まずもって支給の条件を緩和して、できるだけこれに、均霑するという言葉が適当かどうか存じませんが、均霑する人の範囲を広げていこう、まずこの方からいこうじゃないかということを進めておるわけでありまして、御趣意はよく私了解できる問題でございします。が、そういう態度でもって厚生省としては進んでおるということをお断り承りたがたいと思ひます。予算決定の段階までの間におきましては、いろいろまだ与党の方にも御意見もあると思ひますが、すでに大蔵省に對しましては要求した関係もありまして、政府の立場としてはこの程度で一つ御了承いただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 おっしゃるように条件緩和、それから今適用している者に対する金額の増大、両方とも、出さなければならぬ。もとの金は一つの国庫でありますから、この点において競合する格好になります。条件の中にも非常に理屈に合わない、過酷きわまる条件のあるところは、当然非常に急速に考えられる必要がある。ところがその次に、総体的には、今までの条件に不幸にしてかかって適用を受けていた人は貧しい老人だ。貧しい老人に今の千円は幾分は役立つわけでありまして、かようなものでなしに、これをたくさん上げるということが、より貧しくならない、比較的裕福な老人にワケを広げるよりは、無拠出年金であり、財源に限りがあるとするれば、気の毒な人に厚みをつけるという精神が必要であらうと思ひます。ただし政府の今の三段階、本人所得制限、配偶者所得制限、それから世帯所得制限という三つの中には、特に前段の二つについては非常に不合理な点がある。この点については全体の金額を上げる以前に先き対処しなければならぬ要件があると思ひますけれども、総体的に見て、条件にかなった人に対する千円というものは、貨幣価値の変動で減つてきている。最初設定したときも少な過ぎたという条件から考えますならば、これに對する金額をふやすということが、条件を總体的に緩和するより先に考えられなければならないことだと思ひます。またその点について直ちに對処できなければ、段階を分けて、条件に適している極貧の人については金額をもう少したくさんにする、ある程度の貧乏な人には今のままのバランスに置いておいて——總体的に上げるといふことはもちろんしなければならぬ。が、そういうふうな、段階を二つに限るといふような思想も一つ考えていただく必要があらうかと思ひます。とにかく条件を緩和するという問題と金額をふやすという問題を両方考えていただくと必要があるわけだと思ひます。片方だけやればよいという問題ではないわけでありまして、總体的には条件の不合理的な点を直す。それからもう一つ

は、不幸にして貧困な条件に合った人に対する金額を厚みをかけて、気は心というなくさめ金ではなくて、実際に生活を潤すという金額に高めることが必要であらうと思ひます。それについての厚生大臣の御意見を伺ひます。

○兼尾國務大臣 ただいまお答え申し上げた通りでございまして、八木先生の御趣意はよくわかるわけだと思ひます。またその御趣意に對して私は反對する理由は少しもないのであります。ないでございしますが、政府としましては、漸次段階を追うて改善していきたい。財政の都合その他もございまして、うし、改善していききたいという考え方のもとに一応厚生省——政府内部の問題で最終的決定の問題ではありませうが、厚生省内部としては一応の態度をきめた形になっておりますので、この際それをどうするかということとを私は申し上げかねるのです。従つて段階を追ひ、漸を追うて進んでいくということをお願いする程度で御了承いただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 總体的には御努力の方向があればいいのですが、一応厚生省として態度をきめたのだという言葉には、先生がおっしゃった言葉ですけれども、とらわれないでいただきたいと思ひます。厚生省としても一生懸命考へておられる事実はわかりまして、厚生省が重点を置かれていた点が、私どもの考え方と合致して非常に重点である部分もあるというところも私どもは理解をいたしております。しかしながら、そのほかにも重大な問題がある。特に国会の論議で建設的に出された論議は取り入れられて、かりに決定をされたら、一応大蔵省にその素材を出された

状態にあつても、よいことはそれを追加しても一向に差しつかえないという観点に立つて、大きく前進をさしていただきたいと思うわけです。

それから、全体に厚生省あるいは年金局が非常に熱心に取組んでおられることは理解はいたしておりますが、全体的な観点から見ますと、まだ勇気がはなはだ乏しい。経済がいろいろ悪い状態にはなっているけれども、来年度において、財政的に見たならば、五千億に余る財政余力があるというところが推定をされておるわけです。その配分についていろいろ与党間で議論をされておると思うが、これは与党だけで議論をされるべき問題ではなくて、国民の代表のすべての意見を聞いて、少なくとも野党の意見を大部分取り入れて、その配分についての原案を出されるべき問題であると思います。野党内においても、たとえば税制部会と賀屋委員会と称する社会保障部会とはだいぶ意見の対立があるようでありまして、少なくとも私どもの観点では、賀屋委員会の方が正しいと思う。そうすれば、五千億のうち三千億や四千億くらいは社会保障にぶち込んで少しも差しかえない。そうなれば、年金にも千億や千五百億くらいはものに優に取入れられる可能性がある。そのときにおそらく百億か二百億か三百億の要求をされたならば、熱心に取組んでおかれながら、年金制度の発展をゆるやかにする作用を厚生省自体がされることになろうと思う。もっと勇敢に取組んで、はたたりではないけれども、絶対に千億は必要である——これは年金だけですよ。医療保障はまた別に必要ですが、絶対に千億は必要である

る、生活保護にもまた千億必要であるという態度でがんばられることによつて、わが国の大蔵省も泣きの涙で八百億は出すということになるわけだ。最初からそんなに縮めておいたならば年金制度は発展しません。そういう意味で、新しく取組んで、そうして政府内部で年金制度が改善されるように取組んでいただく決意を持っていただかないと困る。その決意を厚生大臣に固めていただきたいと思いますが、どうですか。

○瀬尾国務大臣 社会保障関係のために自然増収の配分にあつて厚生大臣が努力するということが、これは当然のことだと存する次第であります。ただし、おのずから限界のあることでございまして。また、国民年金だけをやっていくわけでもございせん。すでに昨年来御協力をいただいていたんだん伸びて参りましたから、今度は一年分を組みまくちやならない、いろいろ引き続いた問題もございまして、新しくどの程度のことか追加できるかというところはこれからの折衝問題だといふふうに考えております。私は、皆さんの御協力のもとに、できるだけ社会保障関係のために努力したい。池田総理も自民党内閣として社会保障は大きな柱としてやっておられることは、これは国会でもしばしば言明しておるところであります。総理を助け、厚生省としてはできるだけ努力をして御期待に沿いたいという気持は十分持っております。何さま微力ではありますが、その辺を一つ御協力を願いたいと思います。

○八木(一)委員 ほかのことは午後に

預けて、具体的な問題を申し上げたいと思ひます。

まず、いろいろの制限を撤廃することと努力をしておられる。所得制限という言葉を使われました。老齢福祉年金に対する制限は、所得制限以上に年令制限という問題が大きな問題でありまして、今七十才以上しか老齢福祉年金は支給してならない。何回も申し上げましたから簡単に申し上げますけれども、六十才でも七十才の人より老衰の度がひどい人がいる。六十才の人でもあります。そういう人は政府の施策の貧困のためにその犠牲になつて、苦勞の多い人生を送つてきた。そういう人が、せめて年金をもつて幾分でも人生についてのなごりある生活をしたという希望を持って年金の支給を待っている。ところが、六十才にして不幸にして政治の貧困によつて締められた天命によつて年金をもらえないということ、はなはだ痛ましいことであります。その意味で、年令、所得制限を下げるといふことがいろいろの制限を撤廃することといふことの中の一つの大きな要件であります。政府側の方ではおもとに所得制限のことばかり考えておられて、年令制限の方を非常に高めておられるけれども、それではいけないので、年令制限を下げる方向でその問題を推進するということとをされなければならぬと思ひます。それについての厚生大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○瀬尾国務大臣 七十才が年令として高過ぎるという御意見は確かにあると思ひます。今直ちに七十才を引き下げるとか、いふような考え方もいたしておりますけれども、何かそこらに穴があるの

じゃなからうかという御意見は確かにあると思ひます。これは一つも少し私にも検討させていただきたいと存じます。

○八木(一)委員 今の点は方向はいいですけれども、もう少し積極的な御努力の気持を披露していただきたいと思ひますが、非常に積極的な気持を持っておられて、ある意味では穏やかな表現をされる大臣でございまして、その内容としては非常に強烈な意思を持って、それを前進される気持をお持ちになるものと理解をいたしまして、次の通常国会にもその思想が現われるような原案を——今まで不十分な原案を厚生省は用意されておられたらしいけれども、不十分ではなしに、十分な原案にして、そこにその項目を入れる努力をされるということをしていただくとことを内々約束をいただいたという理解のもとに問題を進めて参りたいと思ひます。

○瀬尾国務大臣 八木さんの一方的なお考えで受け取られても実は困るのであります。また、こういう問題についてのものの考え方において、私は、始終申し上げますように、八木さんとそれは違つてはいると思ひます。しかし、責任ある当局の大臣としてここで申し上げることについては、私もいかげんな放言をするわけにも参りません。ですから先ほど来あしたの答弁をいたしておるわけでございまして、熱意においてはそれは劣つていないと思ひます。でも思ひます。政府の現実の立場に立つて考えます場合には、あまりはつきりしたことを申し上げるわけにも参らぬということを一つ

御了承いただきたいと思うのでございます。

○八木(一)委員 十分に前向きな姿勢で御検討になつて、いい結論を出されて、その実現に最大の御努力をなさるという御理解のもとに進めていただきたいと思ひます。

これからの具体的な問題を取り上げてみたいと思ひますが、今、夫婦が七十才以上の老人になった場合に、月に一千万、年に一千万の給付が夫婦両方ともに支給されているという間違つた理由のもとに、月に二百五十万、年に二千万というものが削減されて、二人で一人半分の支給しかされてない。これは理由を申し上げなくても、聡明な厚生大臣ははなはだ不合理であるということをお理解になつておられると思う。これについて、こういうような減額規定を削除して、両方が七十才以上であつても、当然一人前のものを両方とももらえる、夫婦分けして二人分もらえるというふうになつていただきたいと思います。それが、それについての厚生大臣の前向きのはつきりした御意見を一つ伺いたい。

○瀬尾国務大臣 今お述べになりましたこの問題につきましては、厚生省としましては、来年度に何とか解決したいというつもりで進めております。

○八木(一)委員 今度ははなはだはつきりした前向きな御返事をいただいております。非常に感謝いたします。それは断じて必要なことであります。これは金額はそう多くを要求しませんが、それだけでも、それだけで何か手を抜かれては困ります。一つ、一つの項目として必ず実現していただくように、一つ原案を突き通す

ようにがんばっていただきたいと思ひます。

その次に、もう一つ具体的な不合理な問題といたしまして配偶者所得制限という問題がございます。老齢保障については本人所得制限は非常に過酷ではありますけれども、本人が所得があるんだから、所得のある人に対しての所得制限というものは、財政がもっと多くなるまでしばらくはまんじももらいたいというふうな理屈も最小限度において成り立ち得ると思ひますし、またすべての老人が年金支給を待つておられるけれども、財政に限りがある程度において、世帯としてある程度以上の生活をしておられる方については、しばらく実施を待つていただきたいというふうなことも、残念ながら今の時点において最小限度は通る理屈であると思ひます。ところが、配偶者所得制限というものは、どう考えても理屈が通らないと思ひます。と申しますのは、觀念的な理屈でございまして、実体的に考えますと、配偶者所得制限というのは、おじいさんが約二十万くらいのお得がございまして、七十才以上のおばあさんがあつても、そのおばあさんには支給がないということになる。おばあさんはちつとも所得がない場合でも支給がない。これを觀念的な理屈ばかりで言つて、何やかやの理屈があるやうであります。しかし問題は実体であります。というのは、おじいさんとおばあさんが両方建在で、むすこさんがちやんとしっかりしておられて月給四万四五千くらい取つておられる。そのときのおじいさんは、むすこさんが働いておられるから安心して、働かないで老後を楽しんでおられる。おばあさん

もそうだ。そのおじいさん、おばあさんには福祉年金がいくわけです。四万円以下の五十万円以下でありますからいくわけです。ところが、不幸にしてむすこさんが死んでしまった。お嫁さんもおばあさんに孫が残されて何とか暮らさなければならぬというので、老軀にむち打つておじいさんが働かれるという場合に、そのおじいさんの方は本人に所得があるからこないというところは、非常に冷酷だと思ひますが、觀念的な理屈で、おじいさんが働いていられるのですから、ある程度仕方ない点もあると思ひます。ところが、おばあさんは働いていない。その世帯は二十万しか所得がない。おじいさん、おばあさんだけでなく孫も養わなくてはならないというときに、五十万の所得でむすこさんもある、しあわせなおばあさんには年金がきて、息子に死に別れた非常にかわいそうなおばあさんにはこない。しかもおじいさんがくたびれていて、一緒に家庭内で腰を曲げて内助の功をしなければならぬおばあさんに年金がこないというのが、この配偶者所得制限という冷酷きわまる、実際には全く合致しない制度であるのです。これを撤廃しないと非常に筋が通らない。厚生大臣、撤廃していただけると思ふのですが、それについての前向きな御返事をいただきたいと思ひます。

○**灘尾国務大臣** この問題については、なお厚生省において検討をいたしておるところでございますから、現在の取り扱い等につきまして政府委員から一応お答え申し上げさせていただきます。○**小山政府委員** 私、ただいま八木先生のお話を聞いて非常に安心したのであります。どうも先生のお考えになっていくのと今の制度と同じやうであります。御引例になつた、むすこさんがなくなつて、おばあさんと孫を養うという場合は、今の税法上全部扶養親族として扱われますので、その場合は、おばあさんと二人きりの場合も、二十三万円ではなくて、当然五十万というのが所得税のラインになるわけでありまして、ですから御心配のようなことはなないと思つております。

○**八木(一)委員** 例のあげ方が少しまづかつたわけですが、それではおじいさんとおばあさんの場合だけに限ると、今言つたことはそのままになるわけですが、小山年金局長の方で、打球が弱かつたためにうまく取れたというやうなことは間違ひであつて、やはりやういふことじゃないのであります。おじいさんとおばあさんのときにははさういふことが起こるわけですが、しあわせなむすこさん夫妻がいる月四万円の世帯のおばあさんにはこる。むすこさんがいなくて収入が少ないところのおばあさんにはこないという問題について、厚生大臣は率直にお考えになつて、はなはだしく不公平だと思つて、なると思ふのです。それについてどうするかというところでなしに、公平とお考えになるか、不公平とお考えになるか、厚生大臣からお答え願ひたい。

○**灘尾国務大臣** 私は現在の制度全体を通じて、決してこれで最善のものとは思つていないわけでございます。従つてだんだんと御意見も伺つて改善をして参りたいと思つておりますが、他のいろいろな振り合ひから考えましたときに、今お述べになりましたやうな場合において現在の所得制限というものがそれほどひどい無理をしていふものとも思はれないわけですが、十分一つまた御意見もあつたことでございまして、検討をさせていただきます。と思ひますが、この場合の問題といたしましては、特に本人に無理がかつていふというふうには思はない状況でございます。

○**八木(二)委員** 厚生大臣、ちよつとそれは不十分な御答弁だと思ふのです。小山さんに途中でちよちよこと聞かれることはまずいのです。小山さんはいいいピッチャーでありますけれども、何か勝とうというところで無理やりのことをするわけでは、これは困るので。技術者であつて政治家ではないという半面をきやうちよつと部分的にお出しになつた。小山さんも理屈はわかつておると思ふ。今おつしやつた年所得五十万の世帯の老人が、むすこ夫妻が働いていふ。そして年金の支給を受けている。他のおばあさんが、むすこ夫妻に死に別れて、自分と苦労した御主人が腰を曲げながら働いていたければならぬ。それについておばあさんが内助の功をしなければならぬ。そのおばあさんどちらが気の毒かといへば、これは理屈を待たずにむすこに死に別れた、収入の少ない世帯にいるおばあさんの方が気の毒だ。これはもう答弁を求めざるを得ないやうなところだと思ふ。厚生大臣も首を縦に振つておられるからこれはおわかりだと思ふ。ところで、この年金は七十才以上の老人に限られておる。しかも所得制限をして貧しい老人に限られておる。最小限度の非常に年寄りの人ではないで、貧しい人の年金、その中で比較的

貧しくない人がもらえておるのに、より貧しい人がもらえないというところは許されたいところだ。年金は全部老人に上げた方がいい。切るところは六十万か七十万かあるいは八十万か、論議はありましよう。そこは一つ一つ段階がありましよう。そういう大きなところじゃない、その範囲内の小さなところの中で、しかも年金は六十才から上げるべきだといふ意見がある。ところがそれをしほりにしほつた七十才以上の、年金を上げたいと思はれる年令の人で、しかも所得制限の一番大きな五十万以下の人で、一番気の毒な年金をどうしても上げたいと思はれる人に支給がない、比較的よい人に支給がある。こゝういふ制度が悪いといふことをはつきりとお認め願ひなければいけないと思ふ。厚生大臣は理屈に合わないことがあつたら幾らでもあとで答弁を修正されてもいいと思ふけれども、現在の理解で率直にお答えいただきたい。今私が申し上げたことについて当然認めらるべきである。理屈に合わないことは一つありません。厚生大臣は今までの政府案がどうであつたかという守る立場を抜きにして、社会保障制度をほんとうに国民の立場から考える点においては、それは直す必要があると思ふ。この問題については厚生大臣にさらに徹底的に追及を申し上げなければならぬと思ふのです。

○**灘尾国務大臣** 私は自由な立場におつて自由なことを申し上げるのでしたら、またいろいろと御返事のしようがあるだらうと思ふのでありますが、政府の内部におきまして政府の一員としての答弁でございまして、申し上げ

げたいと個人的には思っても、申し上げにくい場合もございます。これは一つ御了承いただきたいと思ひます。現在の状態は決して満足すべきものでないといふことはかねがね申し上げておるところでございます。これを改善するといふことに決してやぶさかではございませぬけれども、今こうだああたといふことを申し上げることは、すなわち次の私がお約束をしているということになるわけでございます。将来の問題として検討させていただきたいという程度の答弁で、一つ御了承をいただきたいと思います。

○八木(一)委員 年金の問題については百も二百も問題があるわけですが。その問題についてどうあつた方がいいかと思ふといふことを言われて、ただし総体的に財政の都合があるからそれを順序をどうするか、いつやるかといふことについては、できるだけ早く検討して、その検討の結果を返事するといふ御返事、それはかまいません。ですけれども、方向としていいと思ふか悪いと思ふかといふことを、やはり厚生大臣の考えを伺つておかないと、政治というものは今のものを固定して動かさない方向になつてしまふ。政府が原案を出したのだけについて審議をするべき審議の場ではないわけですから、いいか悪いかといふ問題について行政当局の考えをただし、そして理解の非常に高度なものであるときにはそれでけつこうであるし、理解の不十分であるときにはわれわれも論議をして、それについてどう思ふかといふことを伺ひ、それがいいと思ふけれども、現についてはどういう具体的な手続が必要とか、財政のことが要るとかい

問題第二段の問題なんです。第一段の問題としてそのような今ちゃんと申し上げましたものについて、より不幸なものに――それよりはまだましなものにあげているのに、より不幸なものにあげないといふことは今の制度としては不合理である、不十分であるといふことをお認めいただかなければ、これは論議が進展しません。その点についてはそういう意味において今の厚生大臣の実感を述べていただきたいと思ふ。

○瀬尾国務大臣 私のお答え申し上げた趣旨と八木さんの言われた趣旨と、自分ではあまり変わつていないつもりでおるわけでありませぬ。現在はその状態が決してよくはないといふことを前提として、いろいろお話を申し上げておるわけでありませぬ。将来だんだんと整備していきつたといふ心持をもつてお答えを申し上げておるわけでございます。その点については私は議論の余地はないのじゃなからうか、こう思つておるわけでありませぬ。ただこれを今どうするかあつたかといふような話になりませぬと、なかなかお答えしにくい面があるといふことを申し上げておるわけでございます。今の制限といふものが決して満足すべきものでないといふことを申し上げてよろしいと思ひます。これは将来だんだんとまた改善をしていく方向において検討させていただきます。

○八木(二)委員 今厚生大臣が所得制限について不十分な点は十分あると言われた、それはいいのです。それは前から言われなかつたらどうかしているのです。今問題は配偶者所得制限の今あげた事例の問題について申し上げたわけですが。ですから全部事例を申し上げなければ御承知がでなかつたならば、他日全部この事例はどうだ、あの事例はどうだといふことを申し上げることにやぶさかでございます。しかし今言つた事例、たとえば今言つたような二十一、二万所得をとつておるおじいさんのところのおばあさん、むすこが五十万円とつておるところのおばあさん、どちらが気の毒かといふ問題であつて、片一方に年金が出ておるのに片方に年金が出ておらない。この問題だけでこれは不合理と思はれるかどうかといふことについて、それを不合理と思はれるから、いつのような対処をするかといふ答弁を求めているのではない。不合理と思はれるかどうかといふことについての御答弁を求めている。それをばやかし、所得制限全体の問題があるからそれについて御答弁申し上げましたといふことについてこの質問をしておるわけではない。この問題についてどう思はれるか。逆でもけつこう、そんなおばあさんは気の毒ではない、年金をやらなくてもよろしいといふ返事をなさるのだったらなさつて下さい。そうではないのだったら、そういうことをはっきり言つて下さい。

○瀬尾国務大臣 お述べになりました事例についてのお答えでございます。まずが、決して私は気の毒でないとかなんとかいふふうな考えでおるわけではございません。もつとよかれといふことを考へておることは前から申し上げました通りでございます。従つて、いろいろほかの改善する問題もございませぬが、やはりこの問題もその一つとして前向きに向かつて検討させていただきます。

検討をいただきたいと思ひます。老齢福祉年金のみを申し上げましたけれども、午後、休憩後の再開において、母子福祉年金、障害福祉年金並びに拠出年金制における障害年金、それから遺族関係の年金についての質問を、ただの一言もまだやつておりませぬ。それについて十分な質問をさせていただきますと思ひますし、さらに厚生大臣の御在席の上で――厚生大臣が熱心に取組まれようといふことに對して、大蔵省は非常に無理難題な態度になるおそれがなきにしもあらずでありますので、厚生大臣、大蔵大臣立ち会ひのものとで年金制度発展について御質問を申し上げたいと思ひますが、厚生大臣は十分に年金を進展させる意味における前向きの御答弁を一つ御検討下さつて御用意を願ひたいと思ひます。

以上でただいまの質問を一応中断いたします。

○中野委員長 この際、午後三時まで休憩をいたします。

午後一時九分休憩

午後三時三十四分開議

○中野委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続けます。橋本次郎君。

○橋本委員 私は年金福祉事業団法案です。この関係について一つ納得のいかなない現象が地方に起きておりますので、お伺ひをいたしたいと思ひます。それは国民年金の還元融資につきまして、どういふ条件をおつけになつておるかといふ点をまずお聞きしたいと思います。

○小山政府委員 ただいまのお尋ねは、おそらく事業団法の方ではなく

て、現在行なっております地方公共団  
体に対する還元融資のことだと思いま  
す。これはそれぞれの市町村における  
国民年金の実施状況が進んでいるとこ  
ろから貸す、こういうようなことにし  
ておりまして、一応の基準として市の  
場合は適用率が六五%以上、それから  
町村の場合は八〇%以上、これをめど  
にして貸し出しをしております。

○榎委員 そういたしますと、私厚生  
関係はしろうとであります、この法  
案が通過をしますと、これは加入が義  
務づけられるのだと私は思いますが、  
そうですか。

○小山政府委員 今度の事業団法はそ  
れとは直接の関係はございません。事  
業団を通じて融資をいたしますのは、  
厚生年金の事業主とかあるいは被保険  
者、そういう者の団体、及び国民年金  
の被保険者の団体、これは主として農  
協系統が多うございます。そういうよ  
うなものに直接事業団を通じて貸付を  
するというものであります、今の問  
題とは一応別でございます。

○榎委員 今私が質問をしようとして  
おるのは別である、こういうことな  
んですね。だから私はあなたが先ほど  
御答弁になったことを聞こうとしてお  
るわけですよ。そこで還元融資につい  
て市で六五%、町村で八〇%以上の年金  
加入以外のところは還元融資の対象に  
ならない。こういうことをあなたはお  
っしゃっておるんだと理解しておる  
わけですよ。そういたしますと、この年  
金加入が義務づけられるようになります  
と、人口に比較して六五%、八〇%と  
いう考え方は不適當ではないか、こう  
思うわけなんです。違いますか、私の  
考え方は。当然入るべき資格の人はそ

の町村によって異なるでしょうけれど  
も、全部入らなくちゃならぬ。そうす  
るとそこにパーセンテージをつけて還  
元融資に差別をつけるということが、  
私はどうしても理解できないわけなの  
ですが、どうですか、この点。

○小山政府委員 先ほど申し上げまし  
たのは、これは別に裏から申し上げま  
す。融資をする場合の資格条件とい  
いますか、そういうようなものではない  
のであります。元来これは国民年金の  
保険料を一部還元して地方公共団体に  
貸し付けるというものであります。か  
ら、財源が許しさえすればこれは全部  
受けていい性質のものであります。た  
だ非常に申し込みが多い事情でござい  
ますので、それでそういうものの選択  
の順位として初年度のこととは、そう  
いうふうな適用が進んでいるところに  
ついてお貸しをします、こういう基準  
を作っておるわけでございます。

○榎委員 しかし私はそういう取り扱  
い方がおかしいと思うわけなんです。  
といいますのは、資金の額が一定であ  
りますから、それは申し込み通りに  
全部お貸しをするということにはいけ  
ない、これは私はわかりません。わかるの  
ですが、資格条件を何パーセント以上  
で線を引くということがおかしいので  
はないか。それならば、たとえば六五  
%以下の町村であっても、とにかく加  
入しておることは事実なのであるから、  
当然そこに段階を設けるなり、資金面  
からはかの選考方法によってこれを選  
択をしていく、こういう態度をとられ  
るのが穏当なやり方ではないか、こう  
考えるわけですが、どうですか。

○小山政府委員 これはいろいろ考え  
方はあると思いますが、非常に申し  
込みは多くて、しかもそういうふうな  
適用の進んでいないところまで回る可  
能性がないという事情であります。の  
で、そういうところは無理に申し込み  
をしてもらっても、結局今年度は初め  
から問題にならぬという実情であるわ  
けであります。そういう意味で、いわ  
ば第一次の選考基準としてそういう形  
式的な線を引き、それから今度具体的  
な審査に入って、大体競争率は三倍程  
度になっておりますが、ものによって  
いろいろ違いますけれども、そういう  
ことで今内容的な選考をして、厚生、  
自治、大蔵三省で今最後の調整をは  
かっている、こういうやり方によって  
おるわけでございます。

○榎委員 もう一回繰り返しますが、  
私は、この還元融資を受ける町村は、  
他の財政上の理由から、受ける資格の  
あるところより、公平に見て、優先す  
べき町村というものもあると思うので  
す。そういう実情を勘案せずして――  
あなたの方で考えれば、そういう条件  
をつければ一日も早く多数の加入者が  
得られる、そういうPRと勧誘を兼ね  
た政策上の取り扱いはわかるのです  
が、そういうやり方では不認識ではな  
いか。他の条件で、加入の少ないとこ  
ろであっても、国が優先援助をしてや  
るといふようなところもあると思うの  
です。だから、要求通り全部に満配と  
いうことはいかなくても、少なくとも  
段階をつけるなり、その部類において  
取捨選択をしていく。甲乙丙なら甲乙  
丙の段階に分けて、その中で甲はどれ  
だけ、乙はどれだけ、丙はどれだけ、  
そういうような選考の仕方をしていく  
のが慣例であり、穏当ではないか、こ  
ういうふうな考えておるわけです。だ

から、ほんとうはあなたの方は、こうい  
うやり方は加入促進の一つの戦術に使  
われたんでしょ。そうじゃないです  
か。

○小山政府委員 こういう事情をお考  
えいただきたいのであります。元来、  
地方債の融資という本筋の大きい融資  
があるわけでありまして、これはいわ  
ば、全くおまけにやる融資でございま  
して、せっかく零細な年金の保険料を  
納める、それが少しでも還元されるよ  
うにという、非常に強い要望によって  
やっている性質のものであります。  
従って、何と申しても、基本は、還元  
するというのが基本になるわけであ  
ります。還元するということになる  
と、国民年金の実施の状況ということ  
がどうしても問題にならざるを得ない  
わけでありまして、従って、将来ともこ  
れは問題になる性質のものでございま  
すけれども、先ほど来申し上げており  
ますように、本年度きめた基準なるも  
のが、未来永劫そのまま動かないなん  
というものではなくて、毎年の事情に  
よって、それは変わっていくという性  
質のものであるということ、それか  
ら、元来このお金というものは、いず  
れはどこかに還元するようにしてい  
なければいかぬものでございまして、  
何か適用が進んでいないところ  
は、未来永劫欠格条件に該当して、受  
けられないのだというような考え方を  
もってやっているといたではない、こ  
ういうことでございまして、その点は御  
了解いただきたいと思っております。た  
だ、現実の問題として、この問題に關連し  
て、これは大へんだ、こう思われた市  
町村の首脳部もあるようでありまし  
て、これはまた裏返しにすれば、いさ

さかその仕事に対してうかつであら  
れたということにもなるわけであり  
ますが、一応それとこれとは別でござ  
います。

○榎委員 そうおっしゃればそれだけ  
のものですが、しかし、今資金量に對  
してあなたは三倍要求があるとおっ  
しゃっている。少なくとも今のあなた  
の考え方では、向こう三年間は、  
今申請をしておる町村の優位性とい  
うものが私は認められると思うし、ま  
た認めなければいかぬと思うのです。  
うじゃないですか。そういたします  
と、あなたは、ことしだけだ、来年は  
全部御破算にして、そうして新たな立  
場から選考をしていくとおっしゃいま  
すが、それはこの場の私に対する答弁  
であって、常識として、今三倍も要求  
がある、当然今後三年間はこれらの、  
あなたの立場からおっしゃれば、非常  
に協力をした、先に要求をした、これ  
が優先されるということになるんじや  
ないですか。それではことしはいい  
でしょう、あるいはあなたの方に今ま  
で協力をしたという立場からおっしゃ  
うけれども、あなたはあなたがやっ  
ていくのだ、そういうことには私はな  
らないと思うのですが、どうです、私  
の意見は違っていますか。

○小山政府委員 現に今年度の場合で  
も、その後非常に努力をされて、今ま  
でおられておった状況がぐんぐん回復  
しているところはあるわけであ  
りまして、そういうところは明年度以  
降、これは基準のきめ方とも関係があ  
りますけれども、当然一つの線は越え  
るわけでございます。そうなれば、今  
度は、そういうものの範囲内ではどう

いうところが一番実態から見て必要であるかという理論で定められることになりまして、必ずしもことし申し出のあったところが来年度以降優先するということにはならぬわけでありまして、それからもう一つの問題は、資金量が毎年相当ずつふえて参ります。そういう意味では、需要に応じ得る可能性というものが逐次ふえていく、こういうふうになっているわけでありまして。

○榎委員 端的に聞きますが、これは将来この国民年金には加入しなくてもいいのですか。私は、不勉強で、急に出てきたのですが、加入しなくていいということなら別です。この国民年金は加入しなければいけません。そうじゃないですか。

○小山政府委員 これはおっしゃるように入、加入してもらわなければならぬのであります。ただ、その加入のさせ方について、今置かれていられるようないろいろな事情がありますから、法律では強制適用ということになっておいても、罰則を振り出すというようなことをしないで、そこはしんぼう強く話し合せて入れていくようにしよう。少なくともこのものの考え方と運びについては、この制度に賛成の立場をとる人も反対の立場をとる人も、それは当然であるというところで今進めているわけでありまして。従って、私ども、この態度は今後も続けていくつもりでございますけれども、筋から申せば、これはもう当然すぐに入ってもらわなければいけません、こういうものでございます。

○榎委員 だから、あなたの考え方は、一面加入を促進しておると同時に、一面加入しなくてもいいというふうなことを許容しておるような態度に、

今二、三の質疑応答を繰り返して思えるのです。最終的には一〇〇%加入しなければならぬものに対して、なぜ六五%で繰り引いて、まあ大した問題ではないにしたところが、なぜ初年度から差別をされるのですか。私は、そういうやり方がわからない。これは将来、ある程度は入ってもらいたいのだが、入らなくてもやむを得ない、そういう考え方が正しいです。いいのですが、これは一〇〇%当然加入してはならない、こういうことなら、この還元金の使用について六五%だ、やれ何%だとなぜ初年度から、出発から差別をつけて、加入のパーセンテージの低いところに対してそういう差別的な取り扱いをするのか。あなたが、将来六五%以下のところは対象にならない、将来とも六五%でよろしい、そう言うなら別ですよ。そういう取り扱いが私はどうもわからぬから質問をしておるわけですが、おかしいじゃないですか。

○小山政府委員 先ほど申し上げましたように、これは申し出をする場合に、需要が非常に多いので、一つの基準を設ける意味で作ったものであります。従って、この取り扱いのものになっていくものは、本年度の初めに於ける各市町村の被保険者の加入の状況というものが基本になっているわけでありまして。そのときの状況におきまして、町村は、全国的にならしまして、平均して八〇%を相当越えるところまでいっていただければ、八〇%程度というのを一つの基準にしたわけでありまして。それから市の方は、全体的に適用

が非常におくれておりまして、全国的な平均として七〇%足らずまでしかいっていないという事情がありましたので、六五%ぐらいのところを一つのめどとする、こういうことにしたわけでありまして。

○榎委員 私が不勉強で間違っておるかも知れませんが、あなたのお考えは何回聞いても私は了解できない。了解できないけれども、初年度のことであり、適用金額というものが非常に少ないので、これ以上同じようなことを繰り返しても仕方がないので申しませんが、そういったしますと、これは初年度の三十六年度の資金計画、実施計画であって、来年度からは全然新たな立場から検討をしていく、こういうことですね。

○小山政府委員 先ほど申し上げたように、ただいま申し上げておる基準は今年度のものでございます。来年度以降はもう来年度の状況においてきめていかれるものになるわけでありまして、その場合、先ほど来繰り返して申し上げましたように、国民年金の実施状況というものがもとになってきますわけでありまして。従って、今年度のパーセンテージというものがそのままだいふことは、これはおっしゃる通りでございます。ただ、ちょっと先生がおっしゃったので、私申し上げたのが違うような感じがしますのは、先生のお気持は全然想を新たにしておられたというふうな感じでおっしゃっておられたようでありまして、私も、そう別のものであるというふうには私ども考えてないわけですが。

に、常識的に言えば、三倍になったならば、今後三年それが優先的に適用されていく、こういう強い要素がそこに生まれてくる、こういうことをあなた自身が自認されておるんじゃないですか。

○小山政府委員 さっき申し上げましたように、その後の実施状況がどうなっているところは今ぐんぐん進んでいるわけでありまして。それから来年度以降になれば、保険料を実際に納めた割合というふうな、また別のファクターが加わってくるわけですが、そういう意味で、決してことし申し込んだところが来年度において優先するということにはならないことだけは間違いないと思います。

○榎委員 これ以上同じようなことを繰り返してしまふが、しかし常識的に私はそうなるだろうと思う。それはあなたのおっしゃったって、私に答弁している口の裏からそうならざるを得ないということが頭にあるのじゃないかと思うのです。それから皆さん方の話を聞けば私の考え方が違っておるかもしませんが、私はあなたがこういう取り扱いは、それは、やはり不加入をあなたが認めていくといふことか、そういう状況だと思ふ。いろいろな事情によってその加入が少しばかりおくれようと思ふと、全部入ってもらわなければならぬということなら、そんな差別をして気を悪くさせる必要はないのです。われわれ社会党は反対しておった。しかしそれは原案が悪いから反対しておっただけのことであります。もしこれがよくなれば、これはみな加入しますよ。そうしなければならぬ。そうなるであらうというの

に、なぜ小さいことではあるといながらそういう差別的な取り扱いをしていくか、ここにあなたの方のほのめかけがあるであらうけれども、片手落ちの取り扱いがある、こういうことを私はお聞きしたかったわけですが。

これでやめておきます。

○中野委員長 大原君。

○大原委員 この前、年金福祉事業団に關係いたしまして若干質問いたしましたのですが、これは特に来年度の予算編成の問題にも関連するし、重要な問題でありますから、特に年金福祉事業団の運営あるいは政府の各省における全般的な勤労者の住宅政策、そういう問題を、できるだけ年金福祉事業団の運営の問題に焦点を絞りながら質問をいたしたいと思ひます。特に今日までいろいろな委員会におきましていろいろな角度から審議をされたのでありますけれども、勤労者の住宅に対する理解と施策というものが非常に不十分である、こういうことは私もいたしましては重大な関心事であります。特に今回の一九六一年のILOの総会におきまして、労働者住宅に関する勧告が出ておるわけでありまして、そういうことも関連をいたしまして、この際私の方から関係各省の係の方々に質問をすることと一緒に、あと年金福祉事業団の責任者であるところの厚生大臣に對しまして総括的に質問をいたしたいと思ひます。

まず第一にお尋ねしたい点は、ことしのILO総会に出席をいたしました政府の代表並びに顧問はどういう人々でありますか。

○石黒説明員 本年第四十五回総会に政府を代表して出席いたしましたの

は、政府代表がジュネーブ駐在の青木公使及び労働省の工務審議官でござい  
ます。そのほかに顧問といたしまして  
て、労働省、厚生省、建設省の各課長  
並びに現地在ジュネーブ代表部の書記  
官が数名参加いたしております。

○大原委員 御承知のようにILOに  
おいて今日まで百十五の条約と勧告が  
採択されたわけですが、日本の政府はI  
LOに対しましてきわめていびつな態  
度をとっておることは国際的な定評が  
あるものであります。そのことが日本の  
経済、外交、貿易の振興等に重大な支  
障になっておるのであります。特にI  
LOはその組織構成が労働、使、政府の  
三者構成であります。政府代表も御承  
知のように二名行きまして、それぞれ  
の関係方面からエキスパートをすくっ  
て顧問として行っておるわけでありま  
す。これは加盟国が約百に達しておる  
でありまして、労働省と、労働使と、そ  
の労働情勢、諸政策、社会保障、そ  
ういふものについて全部底を見せし  
まう会議であります。しかも池田内閣  
や自民党の諸君は組閣以来口を開けば  
国連外交ということをやうのでありま  
すが、ILOは国連の専門機関であり  
ます。ILO憲章に示されております  
ように、これは国際正義、平和の基調  
として正しい労働慣行や公正なる国際  
競争をやるという趣旨であります。

しかしながら日本は遺憾ながら条約の  
批准とかあるいは勧告の履行とかいう  
ものにつぎまわってなかなか各省とも  
熱意がないのであります。てんでんば  
らばらであります。労働省だけが一人  
で力んでみても仕方がないわけであり  
ます。与党の諸君もあるいは各省も

全部がこのことを理解しなければなら  
ぬのであります。だからILOは労働  
省の管轄ではなくして、これは日本政  
府が代表いたしまして国際舞台におい  
て条約の勧告を採択いたしたのであり  
ます。勧告というのは、いろいろな各  
国の政府の受け入れ方があると思うの  
であります。日本の政府は、そうい  
う勧告に対しまして、政府としてどの  
ような考え方の統一をするなり、ある  
いは勧告の趣旨を履行するなりという  
かまをきかして、多少総括的ですが、こ  
ういふ点につきまして、多少総括的だ  
け、御質問いたしておきます。

○石黒説明員 勧告につきましては、  
御指摘のございましたように百以上の  
勧告がございまして、内容、性格、  
種々雑多でございまして、どうい  
う扱いをするというふうに一がいにお答  
え申し上げるわけには参らないのでご  
ざいます。労働省といたしましては、  
は、ともかく勧告というものももちろ  
ん十分に尊重すべきであるということ  
で、憲章に定められております国会へ  
の提出しないしILOへの報告をなし  
ますことはもちろん、それぞれ勧告の  
内容に従いまして関係各省に通知し、  
あるいは打ち合わせをし、その他その  
ときにおける状況に即応し、勧告の性  
格に適當な措置をとって勧告を尊重す  
るよう努力いたしております。

○大原委員 御答弁はたくさんありま  
したが、大体二つだと思っております。  
す。実施の状況につきまして、主管省  
なり外務省がそれぞれILOの機関に  
対して実施状況を報告する仕事も一つ  
ある。それから勧告の趣旨に従って、  
政府の政治上の施策の上におきまして  
いろいろな施策をするように促進して

いく、こういうことであらうと思つて  
います。

そこで私はお尋ねしたいのです  
が、この時間短縮の問題につきまして  
は、御承知のように大問題となつて、  
日本政府の措置等も一つの原因となり  
まして、これが流れまして重大な国際  
問題となつて、また十一月に理事会で  
問題となることは御承知の通りです。  
しかしこの労働者住宅に関する勧告に  
つきまして日本政府がどのような態度  
をとったかということについては、私  
も直接責任者から聞いておりません  
し、詳細には知りません。日本の政府  
代表は、この労働者住宅に関する勧告  
につきましてどういう態度をとった  
か、その点を御報告願いたいと思いま  
す。

○石黒説明員 今回の総会における住  
宅勧告の審議にあたりましては、日本  
政府としてはこの勧告は、全体として  
は趣旨としてまことに妥当である、も  
ちろん細部の一々の点につきましては  
若干の問題もあらうということで、技  
術的な点その他につきまして修正案を  
提出いたしました。通りましてしたもの  
も通らなかったものもございまして、最  
終的には勧告案全体といたしましては  
賛成の投票をいたしました。

○大原委員 この勧告に対しまして、  
日本の代表は最終的には全部賛成をし  
た、それがこの勧告であるという御趣  
旨であります。  
それではお尋ねいたしますが、この  
総会が済みまして後に相当日時がたつ  
ておるのであります。春から以降たつ  
ておるのであります。住宅関係の所管  
においては非常に権限を持っておる建  
設省等におきまして、顧問として出

席をいたしております。各省におきま  
してどのような検討をいたしたかとい  
うことを私は逐次お聞きしたいと思  
います。まず第一に、建設省はこの  
勧告の実施についてどのような検討  
をいたして、どのような施策をいたさ  
れんとするのであるか、明快に一つ御  
答弁をいただきたい。

○大津留説明員 私、住宅局の住宅総  
務課長でございます。ILOの総会に  
政府顧問として出席いたしまして、この  
労働者住宅の勧告の審議に参加いたし  
ました。それで今労働省の石黒課長か  
らお話しのように、この勧告案に賛成  
をいたしましたのでございます。建設省と  
いたしましては、この勧告の案の段階  
におきましていろいろ検討いたしまし  
たところ、ただいま石黒課長から御答  
弁がありまして、全体的にはまこと  
にけっこうでございまして、全面的  
に賛成する。ただ一、二の点につきま  
して、勧告案にいわれていことがどう  
いう意味であるか、私どもが解釈とい  
いますか、とりよつては現在の  
住宅政策に多少沿わないような点があ  
る。その点を問題にいたしました。た  
だいま石黒課長が御説明したように、  
総会に参りまして、この点をたまた  
まいただきましたが、私どもの懸念い  
たしましたようなことでなく、従来建  
設省がやっておりました住宅政策は  
おむねよいと思いますが、全体的にい  
って、この勧告の線に全く沿っておる。従いま  
して、この勧告が出ました昨におきま  
して、住宅政策について変更するとい  
うようなことはないと考えており  
ます。

○大原委員 もうちょっと突っ込んで  
お聞きいたしますが、建設省でやつて  
いる住宅の建設計画というのは、こ  
の勧告の趣旨に沿っている、この勧告  
の趣旨に反したものは、しかし十  
分ではないというわけですね。日本の  
住宅政策というものはこの勧告の趣旨  
に沿ってなされていくかという、そ  
うではないわけですか。足りない点がた  
くさんあるわけですか。今やっていること  
は、この住宅に関する勧告にも反しな  
いけれども、これで十分だと言ふこと  
はできないし、足りない点はここにた  
くさん列挙してある。あなたの方で御  
検討になりまして、どういふ点が明確  
に趣旨に沿っている、どういふ点が足  
りない、もし御答弁によりましては  
私の方で質問をいたしますけれども、  
あなたの方のこれに対する検討されま  
した見解、一部は修正案を出したとい  
うこともあったけれども、政府全体と  
しては賛成だといふのですから、私が  
申し上げましたようなこまかい点につ  
いて御答弁を願います。

○大津留説明員 建設省が今日まで  
やつて参りました住宅政策、またこれ  
からとらうとする政策がこの勧告の線  
に沿っておるといふことはその通りで  
ございまして、勧告に盛られていこと  
を十分に果たしておるといふふう  
に、私は申し上げ得られないと思いま  
す。まだまだ足りない点はたくさんあ  
ると思ひます。この勧告案を政府で事  
前に審査いたしました場合に問題にな  
りました点は、この勧告案の中に、使  
用者がその雇用する労働者のために提  
供する住宅について、この勧告案で  
は、特別の事情のある場合を除いて一  
般的に好ましくないという趣旨の表  
現がございました。それで私どもが  
従来住宅政策をやつて参りまして、

使用主がその雇用する労働者に住宅を提供する、いわゆる給与住宅、これも特に今日のような日本の住宅事情のもとにおきましては、むしろ積極的に奨励するべきではなからうか、こういうふうな私どもも考えておりましたのに、対しまして、一般的にいって好ましくないということになっておりますので、その辺がどういう趣旨であるか、日本のような住宅事情のもとにおいて、給与住宅を推進すること、これも否定されるのであるかどうかという点、一つの疑点であったわけでございませう。総会に出席いたしました、ILOの事務局にいろいろ詳しい説明を伺いましたところ、そういった日本のような住宅の不足した、住宅事情のまだ安定していないところにおきましては、使用者が労働者のために住宅を提供すること、それはそういう特別な場合を除くという、そういう特殊な事情といえますか、そういうことであって、この勧告の趣旨はそういうものを否定するのではないということが明らかに説明されましたので、安心して賛成したわけです。

○大原委員 今建設省の方から非常に安心したという話を聞きましたけれども、今の勧告の第四項の「使用者による住宅の供給」という事項がありまして、労働省としては、使用者による住宅の供給は本来あるべき姿としてはどのようなべきであるか、やはり労働省といいたしましては、省の性質上はつきりした見解を持つべきである。労働省はどういう見解を持っておるか。○石黒説明員 労働省といたしましては、建設省からただいま御説明申し上げましたように、目下の住宅の絶対的

不足の状況におきましては、社宅であろうと何であらうと、ともかく安定した住宅が与えられることが何よりも先決である。しかも遺憾ながらこの状況はそう短時間の間に解消されないであろうというふうなことを考えております。しかしもちろん将来の理想といたしましては、この勧告の原則論としてうたっておりますように、社宅という制度によらずに、公共の住宅その他に入居できることがもとより望ましいことと考えております。

○大原委員 建設省は、民間で自力で建てるやつをいうのでなしに、日本の政府が住宅を建てる方式には、どういふ方式がありますか。三つ、四つありますが、簡単に明快に答弁して下さい。○大津留説明員 民間の方が自力で建てになる場合を除きまして、政府が何らかの形で援助しておる方策といたしましては、一つは地方公共団体が政府から補助金を得て建てる公営住宅がございませう。これは低所得者のための低家賃住宅ということで、これが住宅政策の一つの大きな柱でございませう。それから二番目は、住宅金融公庫が個人住宅をお建てになる場合、あるいは地方の住宅協会のような団体が賃貸住宅を建てる場合、また産業会社が給与住宅を建てる場合、こういう場合に融資をいたします。これが二番目の大きな柱でございませう。第三番目は、日本住宅公団が建てますところの賃貸住宅、それから分譲住宅がございませう。この住宅公団の住宅が第三の柱となっております。そのほかには厚生年金の還元融資による住宅というようなものがあります。

○大原委員 私は時間がないからできるだけ端折って言う趣旨から申し上げるのですが、労働者住宅に関する勧告は、労働者住宅をとにかく国全体の住宅政策の中で優先的に扱えということ、一つ前提としてある。その点は建設省も了解いたしておられますか。○大津留説明員 ここでいう労働者住宅というのは非常に範囲が広いございまして、私どもが住宅政策の対象に考えておるものほとんど全部をおおうほどの対象でございませう。従いまして私どもの考えておる住宅政策というのは、ほぼイコール労働者住宅政策であると申し上げてあまり間違いないと思っております。

○大原委員 これはその答弁の限りにおいては了解いたしますが、それでは最初の答弁に返って、日本の住宅政策がまだ足りない点がたくさんあるという点です。これは労働省の方からも答弁があった。これはまたあとで具体的に言いますが、今あなたは、ILOの住宅に関する勧告の中で非常に気にかかったのは使用者による住宅供給だということ。私はこのことだけを取り上げようとは思わなかったが、第一の項には、「使用者は、彼らの労働者のために、使用者の企業と関係のない公共的または民間機関が公正な方法で住宅を供給することの重要性についての認識を高めるべきである」という考え方に示してありますように、さらに第三項のA項に示しておるように、労働者の基本的な人権、居住権とかあるいは市民的自由はもちろんです、その次に書いてある特に団結の自由を認められるようにしなければならぬ。特に炭鉱住宅その他社宅等は、職場を離れたならば家を出ていかなければならぬ、こういうことです。そうすると労働政策や企業に從属した住宅というものがどんどんふえていくよりか、公共性や民間の自主的な形において住宅を作れというのが一貫した趣旨です。労働省いいですか。私の言いました原則はそうでしょう。

○石黒説明員 御指摘のごとく、社宅はしばしば現状におきましては一般の住宅公団の住宅よりもよくできています点もございませうが、御指摘のような、なかなかすぐやめられなければならぬというところが最もウイーク・ポイントであります。そういうような趣旨におきましてILOの言うところは理想としてもっともだと思っております。

○大原委員 だから漸次これを克服する方向において政策を実現するようILOの勧告はあるわけです。この点は、大蔵省もそうですが、建設省が今日まで住宅の主管省のような形でありまして、このことは建設省におきましては理解を深め進めたい、やはり物事をスムーズに進めることはできません。このことはいろいろな施策をされる場合において十分考へていただきたいということが一つ。

日本の労働省というのは世界にも珍しい省であります。労働省というところはなにもないところもあるでしょう。しかし労働省というものは、やはり日本の労働関係や労働者保護が未発達であったから特に労働者を設けたわけだから、労働者の労働者住宅に対する発言を強めていくことが、この勧告をスムーズに実現していく上においては必要ではないか。住宅全体をどのよう

に立てなければならぬ面もありますけれども、しかしながら住宅政策ということ考えた場合には、労働者住宅をILOは特に生産面における住居の安定という面について考えているし、特に日本の実情におきましては住宅家賃がべらぼうに上がってしまつて、消費者物価どころではない、大きな負担になっておるといふことの事実があるわけですから。幾ら月給が上がつても、一カ月について千円ずつ上がったというのは軒並みです。住宅家賃を低くするということは、賃金を安定させ生活を安定させるゆえんであります。だから労働省の発言力を法制上組織的に確保すべきである、このことは住宅政策からいっても、ILOの勧告の趣旨からいっても私は当然と思つております。建設省いかがですか。

○大津留説明員 ごもっともでありまして、ただいまの制度のもとにおきまして、建設大臣が住宅政策を決定し推進していく上において、重要な事項につきまして諮問する機関として住宅政策審議会というのがございませう。このメンバーにはもちろん労働省の事務次官もなつておられますし、厚生省の事務次官もなつておられます。また労働者代表として組合の方からも出ておられます。そういう機関を通じて住宅政策全般についても十分御意見を反映していただくようにしております。また個々の施策につきましても、たとえば住宅金融公庫が産業労働者住宅の融資をいたします場合に、その融資先の決定につきましては、労働省の方の御意見をつけていただくというところによってその間の意思のちぐはぐにならないようにしております。

○大原委員 もう一面におきましては、たとえば炭鉱とかその他斜陽産業等で、非常な緊急な問題がありますね。そうして住宅を實際上追われるということがあるわけです。合理化で首が切られるということは住宅を追われるということになって、これが労働力の流動性や、また職業訓練その他に隘路になっていくわけです。それを補うためには、そういう今の住宅制度の持つておる日本の実情と欠陥、そういう欠陥というものを克服するような政策を補っていかねばならぬと思ふ。私は現状で今の住宅が何でもかんでも悪いと言わねけれども、それを補うような政策がなければならぬ。これは私が労働省と言っているのは厚生省を含めての話であります。社会保障、住宅保障でありますから、厚生省を含めての話です。そういう観点からいいますと、労働省や厚生省や年金福祉事業団等のそういう運営においても、国の予算でやる、同時に国の金を融資してやりますという、そういう住宅の建設方式もあるわけですが、そういう政策をとるべきであると思ふし、その点については建設省のセクト主義も許せないと思ふし、あるいは大蔵省もこの点については十分理解されるべきであると思ふ、あるいは労働省や厚生省は強くこのことを主張すべきであると思ふ。この点につきまして建設省の御意見を伺いたします。

○大津留説明員 御承知の通り、住宅政策の実施に当たりましては労働省、厚生省の御関係の御意見も十分取り入れて実施すべきであるというところは御指摘の通りであります。一面私どもと

いたしましては政府の住宅政策が分裂しないように、一元化というか、一貫した方針のもとに運営されるように特に注意して参りたいと思ひます。

○石黒説明員 労働省が微力でございます。従来十分な成績を上げておられないという御趣旨のおしかりであらうかと存じまして、その点はまことに私どもといたしまして遺憾に存じております。機構上の連携につきましては、建設省から先ほど御説明申し上げたようなことであり、また最近におきましてそういう行政機構そのものではなくて、実際上の協力ということも私どもとして大いに努力いたしております。たとえばILOの総会に建設省の課長が出てくれたということは、私の記憶する限りでは初めての事例でございます。逐時法制上もまた実際上も協力をますます強める、なな張り争いをするというよりは、むしろ実際上の協力を進めまして御趣旨に沿うように一そう努力いたしたいと考えております。

○大原委員 大蔵省の見解はどうですか。

○岩尾説明員 財政投融資の問題とい

たしましては私の所管ではございませぬ。御意見よくわかりましたので十分検討いたします。

○大原委員 それで、そういう緊急事態もあるわけですが、本来のILOの今回採択されました勧告について、基本的にそういう点を一つの基本施策としてそういう方針をとっていただく、それは労働省なり厚生省の社会保険的なあるいは住宅保障的な観点を強化する。これは建設省の方も最近少しは頭を切りかえて、低家賃住宅なんか

少しずつ作るわけです。そういう点は少しは進んでいるわけです。進んでいるわけだけども、實際上やはりそういう動き、同時に実際につたりしたようなそういう住宅政策をとるということが一つ、基本的にやはり住宅問題に対する姿勢を直していくということが一つ、その点を私は強く要望いたしておきます。

それから勧告の「一般原則」の中で「範囲」の問題は除きまして、第二番目の「国家の住宅政策の目的」の中におきまして、適当で上品な住宅施設を作れということがあるのですが、これは随所に出てくるわけです。そうして、「このような施設の購入費の分割払であれ、労働者にとって彼の収入の適当な割合以上に高いものとならないことを目標とすべきである」ということが、一つの目標としてあるのだが、その次に続いて、「協同組合および公営企業のために十分に活動できる余地を用意すべきである」というのがあつたわけです。私はここで一つその政策を立てる柱といたしまして要望したい点は、協同組合という考えですね。つまり労働者が地域的にあるいは職域的に自分たちの住宅を作る。国の施策で及ばないところを自分たちの住宅を作る。こういうときに住宅の協同組合を作る場合が最近起きつつある。このことはILOの勧告の一般原則で、私は、使用者に関連いたしました住宅の問題でも質疑応答いたしましたけれども、自主的にそういう作るような動きに対しては十分助成すべきである。後に、関連いたしまして財政問題でもお尋ねいたしますけれども、財政の問題にいたしまして、たとえば労金の金が争議資金に使われ

るとか、いろいろな意見を言う人がありますけれども、住宅に使われるというところは、みずからの金を住宅に還元できるというふうな、そういうことは、これはだれも、労使全部超党派的に異議のないところでありまして、だからそういう協同組合の組織を活用いたします。労住協の組織を活用しまして、あるいはそういう自主的な活動の一貫といたしまして、そういう協同組合を活用いたしまして、たとえば労働金庫や民間の中小企業の関係の金庫とか、一般の市中銀行、地方銀行等の資金を活用いたしまして、足りないところを自分の力で立ち上げて建てて。こういうことは、きわめて政策といたしまして、労働省や厚生省が考える場合におきましては当然助成すべき政策であると考えております。建設省から答弁願います。

○大津留説明員 住宅問題の解決に建設省だけとか、あるいは政府だけの力ではとうていまかなえませんが、民間の方々、いろいろな各種の公共的な団体、これらの方々がいろいろな形で御協力いただくということは、まことにそうあつてしかるべきものと考えます。

○石黒説明員 ただいま建設省から申し上げました通りであります。

○森本政府委員 還元融資につきましても、住宅の経営を目的とする協同組合に対して貸付をしております。全く同様な考えでございます。

○大原委員 第三番目に、「公共団体の責任」というところにはいろいろな、建設省とか地方公共団体とか公団とか、その他直接間接に住宅を建てるといふ、そういう政策を統括して一元的にやるた

めに中央の機関を作れということがあるのでありますが、これも一つ念頭に置いていただきたいことと、非常に急いでおる方々もあるようでありまから進んで参りますが、第四番目に「使用者による住宅の供給」というところでは、先ほど質疑応答がありました通りであります。

五番といたしまして、財政問題でい

ろいろと勧告がなされておるわけでございます。その中で政府、使用者及び労働者の組織は、住宅協同組合及びそれに類する非営利的住宅協会を奨励すべきである、というふうな項目もありません。これは先ほど質疑応答いたしましたので、お答えはいたしませんけれども、こういう点も一つ念頭に置いて政策を立てていただくたいのであります。この中には、財政問題の中におきまして、「個人、協同組合及び民間機関が、投資するのを奨励すること」という項目と一緒に、いろいろな融資の項目の中に労働金庫等も考えられたような、労働者の自主的な金融機関等も考えられたような、そういう条文があるわけでありまして、六と七を飛ばしまして八に参りますと、「住宅建設と雇用の安定」ということにつきましては、先ほどいろいろと質疑応答をいたしたわけでありまして、そのことが強調をされておるのであります。

第一類第七号 社会労働委員会議録第九号 昭和三十六年十月十九日



○石黒説明員 労働者のための公共住宅ないしは労働者の自分で所有する住宅を推進する、奨励するということは、おっしゃる通りでございます。同時に、御承知と存じますが、第六項におきまして、一般社会経済政策との調整をとるということも申しておりますので、いろいろな関係がそこに考慮されてくることだと思えます。

○大原委員 だから、住宅保障は社会保障制度の一環でもあります。従って、厚生省はその趣旨を十分に体して、この事業団の運営をなすべきであると思ひますけれども、あなたの見解はどうですか。

○森本政府委員 先ほど来、大原先生いろいろILOの勧告を御指摘になりましてお話がございました。この事業団の性質また還元融資の性質からいたしまして、この事業団におきまして、こういうものを貸付の対象にするということは当然考えねばならぬことと考えております。ただいまのお手元に配付しました資料におきましては、そうなっておりますが、これは十分考えなければいかぬ問題と考えております。

○中野委員長 ちよつと速記をとめて。

○中野委員長 速記を始めて。

○八木(一)委員 先ほどに続いて年金の問題について御質問申し上げます。小山年金局長に對する質問が一応のところまで達しましたら、灘尾厚生大臣を待ちますから、そのときはちよつと休憩していただきたいと思ひます。

先ほど小山さんの灘尾厚生大臣に対する助言的な説明の中に、私、その事

実はそのとき知っておたけれども、午前中の間に結末をつけなければならぬので、この問題は省略をいたしました。しかし小山さんの説明では、結局老齢福祉年金の配偶者所得制限の問題について論議をしているときに、老夫婦があつて、もう一つ扶養者がある場合には免税点に達するから、実質上関係がないといわれましたけれども、これは正確ではないと思ふ。扶養者がたくさんあるときにはそういう事態に達しますけれども、正確にはそうではないと思ひます。それについて、小山さん一つはつきりおっしゃって下さい。

○小山政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、老夫婦のほかは孫がある、孫を養つてゐる非常に気の毒だという事例についてのお話でございまして、そのうち、そういうことになれば、孫を養つてゐる数に依つて所得制限の基準となる額が多い、ちよつとその結果として、世帯所得の制限の場合の基準と同じような作用になっておる、こういうことを申し上げたのであります。

○八木(一)委員 非常に頭のいい、言い回しのいいことを言っておられますけれども、先ほどの御答弁だと、そういう私のあげた設例を利用して、そういうことであつては、一切配偶者所得制限について論議をする必要はない、問題は解決されているというような答弁になるわけですから、そこで孫がたぶん、三人いた場合には同様なことにならうかと思ひます。しかし、老夫婦であつて孫が一人の場合には、これは調べればわかることですから、これは調べきようには忙しいから免税点について大蔵省の方に調べに行きませんが、小山さんの理解では、老夫婦二人、それ

から孫一人の場合に、幾らまで収入のあるところが免税点になるか、小山さんの理解するところをおっしゃっていただきたい。

○小山政府委員 老夫婦だけでございまして、二十万円でありまして、基礎控除九万円、それから老齢者のあれが所得額に直すと大体五万円に相当します。それに現在の税法で配偶者の控除がございまして、それが九万円、合せて二十三万円です。それから孫が一人それに加りますと多分五万円加わるのだと思ひます。そうすると二十八万円、こういうことになります。

○八木(一)委員 でございますから、二十八万円までは配偶者の所得制限という要件がその場合にはからぬことになりまして、少なくとも三十万円あつたら配偶者所得制限の要件がかかるといふわけです。片一方、比較をいたしておりました老夫婦が子供が働いておる場合の世帯所得制限は五十万円でありまして、そうすると、年寄りのおじいさんが一生懸命働いて、三十万円の収入のあるところのおばあさんには、三十万円の世帯でありながら、片一方、むすこが働いておるときには、五十万円の世帯であるという要件があるわけですから、そういう問題について厚生大臣にいろいろ問題自体を明らかにして判断を求めておたわけでございますが、小山さんの話によれば、孫が三名も四名も五名も六名もあれば問題は解消するけれども、一名のときには解消しない、従つてまた、老夫婦だけのときには断じて解消しないという状態が部分的に解決されていると、それをあまりに拡大して説明されま

したので、まだこの事態に明らかでない厚生大臣は、そんなものかと思つて、この問題に対する理解を間違える危険性がある。ですから、この問題については厚生大臣がいらるときに申したいわけでございますが、与党の皆さんの懇話で、時間節約上、厚生大臣のいなところで言つておきますけれども、あなたの説明はその点で非常に不十分なところがあつて、問題の理解が十分でない人は誤解をする要素があるという点をお認めになつて、そういう事態で、委員会における質問者の言つてゐることは、これは厚生省、厚生大臣が非常に必要であるということを確認するかどうかは別として、問題点としては、厳然としてあるということに十分に厚生大臣にお伝えになつていただく必要があつてと思ひます。即刻一番早い機会を見てよく説明をして、厚生大臣が判断に誤りなきようになさつていただく必要があると思ひますが、それについて小山さんの御意見を伺ひます。

○小山政府委員 仰せの通り、大臣にはきわめて正確な知識を持ってもらうことが必要でございます。従つて、この点については今後とも万全を尽くすつもりでございます。

なお、先生おっしゃいましたけれども、五十万円というのは、あれは扶養親族が五人であつた場合には五十万円でございますから、扶養親族が一人であつて、正確には私、今金額を覚えておりませんが、多分三十万円をちよつとこえた程度になると思ひます。ただ、いづれにしても、所得税ラインというものと、扶養親族が五人である場合に五十万円というラインとの間において若干の違いがあるので、そ

の事實は正確に説明したいと思ひます。ただ、これを申し上げると先生にしかられると思うのでありますが、先生のおっしゃる三十六万円である、これは所得税ラインよりも下でございます。三十九万一千円というのが五人の場合の所得税ラインでございます。○八木(一)委員 今、所得制限と申しましたけれども、政府の年金の方の所得制限の問題が、一般に理解されているいわゆる世帯所得制限という概念ではないに、今説明されたような概念であることは私も存じてゐる。従つて、普通の世帯所得制限という場合よりは、孫があつたときにその矛盾が少なくなつてゐると思ひます。ただし、孫があつて、この問題の矛盾が一番少なくなつてゐる部分についての理解であつて、子供や孫がないおばあさんの場合にはさらに問題は大きくなるわけですから、それからもう一つは、逆に申しますと、その問題で解決される部分が多いのであれば、配偶者所得制限というものを撤廃しても予算的な配慮は少なくて済むということになります。その矛盾が相当部分解決されるとすれば、残りの問題は小部分だけでありまして、その意味で、積極的に厚生大臣を補佐せられて、議会の論議を重んじられて、配偶者所得制限についてのいろいろな論議について尊重せられて問題を進めていただきたい。小山さんの方は夫婦一体という概念であるから、本人所得制限と同じような意味で配偶者所得制限が必要だという論議を持つておられることを知つておりますけれども、そのような観念的な論議よりは、むすこのないおばあさんに年

金がこない、むすこのあるお婆さんが年金がくるといふ実態的な要件の方に——ここにこれは救済対策として実施されている無拠出年金でございませうから、そのような観念的な論拠よりは、実態に即したものがより重視をされて考えられなければならないと思うのです。御意見はあろうと思ひますが、議会の論議が、与党の方あるいは民主社会党の方があのような意見に反対だといふような質問を通じての御論議であれば、それもまた尊重されていいと思ひますけれども、そのような論議が一つも出ないところを見ますと、社会労働委員会の意見は、大體においてそのように、配偶者所得制限といふものを撤廃した方がいいという意見に大勢は傾いているわけですね。専門家である小山さんが年金制度について非常に造詣が深いことは知っておりますけれども、百に一つや千に一つは実態に即さないことを考えることもある。国民の代表の府であるこの社会労働委員会の論議を尊重せられてこの問題を解決するために——しかも、この前の国会においては明らかな全員の一致の附帯決議がついておりますので、この問題を解決するために、厚生大臣に対して十分補佐の任を尽くされる必要があると思う。私見とか主観を脱却して、世論の背景において問題を考えるといふことでこの問題を進めるために十分補佐をしていただくことについての御答弁を願ひたいと思ひます。

○小山政府委員 この問題についての根本的な態度については、八木先生から非常に熱心なお話があつて、大臣もお答えを申し上げた通りでございますが、特に今の大臣は、役人どもを使うことについては非常に自信を持っておられる方でございまして、私どもが四の五の言つたからといって、先生が御心配になるように判断を狂わされる方ではございません。私ももちろん誠心誠意お仕えて、正しい知識を正しく申し上げて、正確に理解していただくといふことに努めますので、結果としては先生のおっしゃるようなことに万事うまくいくと思ひます。

○八木(一)委員 続いて小山さんに御質問を申し上げます。さつき私が社会保障制度審議会に行つてゐる間に、同僚の橋本次郎君から質問があつたと伺つておりますので、その問題の具体的なこまかい点については繰返す必要はないと思ひますが、これは非常にいい御答弁であつたと思ひます。というのは、非常に有能な能吏であることとをもちつて有名な小山さんの御答弁としては、はなはだこの点をき違へた御答弁が、そのように解釈せられるあいまい不十分な御答弁であつたように間接に伺つております。その問題は、各市町村の拠出年金制度に対する登録あるいは保険料収入というように、片方の年の年金のいろいろな融資あるいは起債、そのような対象のものについての順序をきめる判断材料に、その片方の登録あるいは保険料収入といふような要素を入れておられるやに、間接に聞いたところでは解釈されるような御答弁であつたようでありました。これは非常に重大な問題であります。そのほかの点について、年金局長が非常に年金に熱心である点は十分に敬意を払つていいですけれども、

も、この問題だけはそういう考え方を脱却されないと、非常に重大な問題が起きます。問題は行政的に違つた問題であります。融資あるいは起債という問題について、その対象となるものが必ずであるかどうか、具体的にそれができる——たとえば貸付であれば償還能力があるかどうかといふような、普通の貸付の対象を決定するときの条件、諸条件の順番によつてきめるべきであつて、ほかの要件——登録成績あるいは保険料納入成績といふものはさういふ然と區別をされなければ、行政を私したものにならうと思ひます。ほかの問題については、政府の方の自信を持った国民年金制度についてまだ理解が少ないう点がある、それを理解をさせたいという気持はわかります。しかし、理解をさせたいという気持があつても、政府の案が、努力が見えていても、完全でないために、また年金制度といふものが非常に複雑であるがために理解が少なく、そういうようなことが起こつてゐるでしようが、それを解決したいという熱望を持っておられることはわかるけれども、その問題と、ほかの融資等の順序をきめることにその要素を入れることは非常に重大な問題になつて参ります。融資の対象にそのような年金の登録あるいは保険料納入成績を入れるといふことは、これは小山さんの今までの、この前の御答弁が十分なものであれば、間接に聞いておりますから、けっこうであります。十分なものではないけれども、ばはつきりしていただきたいと思ひます。私の心配しておるような御答弁であれば、これは改めていただくか

なければ重大な問題にならうかと思ひます。小山さんの御答弁が満足できないれば、私は厚生大臣に質問をいたしますし、厚生大臣がこの答弁について満足な答弁をなさなければ、さらに総理大臣に追及しなければならぬと思ひます。小山さんとしては十分に御考慮を願つて——今のところじっくり考えられてけつこうです。答弁の食い違いは一切問題といたしません。よい意味の行政運営をやらされるための、ほんとうのりっぱな御答弁を願ひたいと思ひます。

○小山政府委員 この問題につきまして、私先ほど申し上げましたことを特に変えなければならぬとは考えておりません。先生御存じの通り、厚生年金の還元融資ですでにここ数年來やつておる問題であります。その場合におきましても、厚生年金の保険料の納入実績がどうであるかということが還元融資の場合の一つの要件になります。元來、これは一般の地方債の融資と別に、それにつけて足してやるものなのであります。還元融資といふものは由來さういふやり方でやつてきたわけでありまして、決して国民年金においてことさらに異なつたことをやつてゐる、いわんや行政を私してゐるといふようなものではないのであります。元來さういふものでやつて参つたのであります。その意味において、私はそれは決してさう間違つていないといふ考えを持っております。

○八木(二)委員 元來そのようなものでやられてきたといふこと自体が間違つてゐるやうに思ひます。厚生年金の問題について、国民年金の問題について、保険料納入成績が悪いところといふところがあつたといふこと自体については、これは政府の啓蒙活動が足りないといふ点を一つ考えなければならぬでしよう。もう一つは、啓蒙活動をして、その内容が国民にびんと来ない内容である。しかもその地方の対象者の貧困の度合いから見てびんと来ない内容であるといふところから来ている問題であつて、そういう問題について、片一方の、金で、融資といふものでつてこれを強制的に協力させるといふ方針は、政治の大道としてはとるべきものではありません。ほんとうのところ年金制度をよくして、その理解を——なまけたりするやうな態度なしに、ほんとうに理解させるやうな行政努力がされて、さうしてそのような登録あるいは保険料納入実績が順調にいく。一本立ちで考えていく。それと同時に、その年金の融資は、どんなに登録あるいは保険料収入の成績が悪くても、そこに被保険者がいるわけですから、納入した被保険者がゼロというところはありません。それを積極的に理解して、納入した人の利益を守るためには、その融資の対象は、この貸付を受ける計画が妥当であるか、あるいはまた原資を守る意味において返済能力があるかといふ普通の貸付条件をもとにして考えるべきであつて、そういうものをえさにしてほかのものの登録をよくしよう、保険料収入をよくしようといふ考え方は、これは本道を誤つております。ほんとうのいい制度であるならば、そんなえさを作らなくてもできるわけでありまして、ほんとうによく啓蒙したものなら、そんなことはなくてもできるわけですから、そういうイメージ・

に私は思いますので、政府部内におきまして十分話し合いを遂げまして、結局において、労働者の住宅確保と申しますか、増加と申しますか、そういう方向に役立つ方向において仕事を進めて参りたいと存じます。

○中野委員長 八木一男君。

○八木（一）委員 引き続きして国民年金の問題について、ことに無拠出福祉年金について御質問申し上げたいと思ひ

ます。この前は老齢福祉年金の問題をやや省略して申し上げましたけれども、大体非常に熱心に御努力下さるという御返事をいただいたわけでありまして、そこで厚生大臣、この前おられたときは、配偶者所得制限について小山年金局長とのやりとりがございました。その続きを先ほどおるすのときにやりまされたので、会議録をじっくりお読み下さって、小山さんからの御報告をお聞き下さいまして、配偶者所得制限を撤廃しなければならぬということをご十分理解していただいて、問題を進めていただきたいと思います。その点について御答弁願いたいと思います。

○**澤尾国務大臣** あとで局長からも報告をよく聞きます。その上で十分検討させていただきます。

○**八木(一)委員** 次に、母子福祉年金、障害福祉年金に移りたいと思います。母子福祉年金は、結局現行法におきましては、母子家庭に母親と子供一人一組に月に千円、年に一万二千円支給があります。それから多子加算というものがあって月に二百円、年に二千四百円というものが子供のふえるごとに加算されることになっておるわけでありまして、この金額が老齢福祉年金に比べてはなはだしく少ないと思うわけでありまして、母親一人、子供一人、少なくとも年令の差はありまして、二人の生活費に充てるものが千二百円しかない。さらに子供がふえてもそれが二百円づつしかふえないという点で、非常に金額が少ないと思うわけでありまして、政府側の弁解としては、母子家庭は母親に労働能力がある、所得能力があるというように弁解をなさるかもしれませんが、そのような弁解を頭に入れて考えても、あまりに少ないと思うわけでありまして、その点で千円という金額を至急に引き上げなければならぬと思ひます。それに、その厚生大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○**澤尾国務大臣** 母子福祉年金の支給の額の問題であります。私も御指摘の通りに、現在の額でも十分とまでは思っておりません。できるだけ今後増額に努めたいという気持を持っておりまして、支給の条件についてのことは先ほど申し上げましたようなわけであります。加給の問題についても何とか増額したいという方向で、目下検討いたしております。

○**八木(一)委員** 同様に、問題は少し飛びますが、拠出年金制度の方の遺族の關係の年金、これも金額も諸条件も非常に過酷であり、金額が少ないという点が多々あるわけでありまして、これについても厚生大臣は御研究だと思ひますが、至急に改善の要があると思ひますが、それについての御見解を伺いたいと思ひます。

○**澤尾国務大臣** どの点をとらえて見ましても、現在の額では私も決してこれで十分とは思っておりません。事情が許す限りどんどん——どんどんといつては語弊があるかもしれませんが、逐次改善に努めていくということを考えておるわけでありまして、遺族年金の額等につきましても、その意味において今後とも検討して参りたい。

○**八木(一)委員** 遺族年金の方は今度の修正でやや合理的に前進をされております。しかし寡婦年金の要件というものはお話にならないような状態でありまして、御説明申し上げると時間がかかります。

かりますので、これはそばに立案者の小山さんがおられますから、十分に御検討になって、名目だけで、支給を受ける人がごくわずかであるという欠点について検討され、寡婦年金の支給を受ける人が実際に多くなるような制度に改めていただくよう、制度の前進をはかっていただきたいと思います。それについて。

○**澤尾国務大臣** 御希望の点は十分了承いたします。

○**八木(一)委員** 次に障害年金について、無拠出を通じて申し上げたいと思ひます。

まず無拠出の方の福祉年金の問題であります。現在一級障害者について年一万八千円、二級、三級に対しては支給がございせん。ことに内科障害者については、一級であっても支給がないという過酷な条件になっておるわけでありまして、障害者の場合は特にこの問題に熱心な澤尾さんに十分に考えていただきたいと思ひますが、障害者は普通の場合と老齢とは限っておりません。従つて生産年齢人口あるいはそれより下の年であるということも考えなければならぬ。何十年という間障害の身をもつて生活しなければならぬ。従つて労働能力のない身で生活しなければならぬから、十分な所得保障の必要があるという条件が非常に大きいわけでありまして、それとともに、障害者でも当然ならば人権が保障されなければならぬ。現在のいろいろなことが少ないために、特別に貸財を持つている障害者の場合はとにかくいたしまして、結婚等が十分にいかないということがございまして、障害者が家の主体になって、でき

た子供を養ふという立場に立ったならば、障害者自体のみではなしに、配偶者並びにその子供たちに対する生活保障をしなければ、ほんとうの所得保障ができないし、それができないために、障害者は人権の最高のものの一つである結婚をあきらめなければならぬという実態があるということに對して対処されなければならぬと思ひます。その意味で、一級の障害年金一万八千円ではあまりにひどいわけでありまして、もしかりに不幸にして自分が障害者であるから子供が養ひにくいので結婚をあきらめるといふ非常に悲惨な状態は別にいたしまして、結婚をして子供ができてから障害者になった場合を考えますと、どうしてもこの子供を障害者が扶養しなければならぬ。そうならば月千五百円で子供を養つていかなければならぬ。しかもその対象者は一級障害者である。両方とも両方が悪い、両足が両方とも両方が悪い、両眼が両方とも両方が悪いという障害者が、月千五百円程度の老齢保障だけで子供と一緒に普通の人間らしい生活ができるはずがないのであります。それから考へますと、老齢福祉年金も非常に大事であります。バランスを非常に失っているわけでありまして、お年寄りに老齢年金を差上げることは大賛成でありますけれども、それと同時にバランスの点では障害者により多くの年金を支給しなければならぬ。でございまして、障害福祉年金について、これは急速にこれを発展しなければ、社会保障の本旨に沿つた年金制度とはいえないと思ひます。この点についての厚生大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○**澤尾国務大臣** からだに障害がある人は、お話の通り、ほんとうに私はお気の毒だと思ひます。もちろん労働能力に應じて、むしろ生活に勤勞の要素を加えて明るい生活を営んでもらうことが一番望ましいことであると思ひます。いずれにいたしまして、御指摘のように、非常にお気の毒な状態にありますが、身体障害者と申しますか、そういう障害のある方たちに対する施策というものは、一般的に言つてまだまだ政府として研究し、努力、工夫しなければならぬものが多々残つておるのではなからうか、かように考へるのであります。

現行の無拠出の年金の額の問題でございますが、これはどの問題について同じようなお答えになつて恐縮でございますけれども、これが直ちにすべての生活を保障するまでにはいってない、またそこまですべきものであるかどうか、この点についてもいろいろ議論はあるかと思ひますが、それにいたしましては、金額が少ない、わかれわかれもこれは謙虚に聞かなければならぬ問題だと思ひます。やはりこれも他の年金と同じように、私といたしましては前向きなつもりで検討して参りたいと存じます。

○**八木(一)委員** 非常に御答弁はけっこうですけれども、バランスを失した組み立てに大体なつておるわけでありまして、政府の現行法が、無拠出年金にもつとらんとさうな原資をつぎ込むという案であることが望ましいし、それと同時に、その原資を所得保障の必要の度に応じて分けるという配慮をしなければならぬと思ひます。おのおの政党

内閣で選挙のことを配慮されることが多いと思う。極端に言えば、どうも政府の方の無拠出年金の組み立ては、幾分選挙配慮的な配分がされておると思う。たとえば障害者の内科障害あるいは障害者の二級障害の人に、一文も無拠出年金がいていない。老人にはほとんど差上げたいけれども、たとえば五十万の世帯所得の老人に、親孝行されている老人に無拠出年金が行くことは大賛成であります。それをさるならば原資をふやされて、どんどんそっちの方に広げていくということはいいい。少ない原資の中で、障害者の二級、三級をほうり出すということには、声なき民を無視するということになると思う。非常に痛ましい状態にあつて、そうしてそのような大きな声が出ないというところをほうり出しては、ほんとうの政治ではないと思う。一般的に老人が、親孝行な御子息がいる、また親孝行なお嫁さんがいる。親孝行な御子息は、政府の方の乏しいものではあるけれども年金が出て、非常にうちの老人が喜んでゐる。あるいはそのお嫁さんは、何といますか、いろいろ井戸ばた会議で、また御主人の方、床屋さんなり電車の中でそういうことを話される。これは非常にいいことであります。いい話題であります。明るい話題であります。そういうことで政府の政治に対する信頼の度が増して参ります。信頼の度が増すのはいいけれども、それはほとんどと原資を増して、それ以上に気の毒な障害者の方にそれ以上のバランスのとれた手当をして、それからやられるんだつたら、これは断じてわれわれも賛成であります。ところが、その対処をしな

いで、比較的しあわせな人の方に、声が大きいからといって配分をして、非常に気の毒な人に、声が小さいからといって置き去りにするということは、どう考えてもバランスがとれていないと思います。私どもは老人に対する年金も少ないと思う。この原資を徹底的にふやさないといけない。ふやした原資は、これは老人が主体な年金制度でありますけれども、気の毒な障害者とか母子家庭に、その困窮の度に応じたものを配分するというのをやはり強く考えていただく必要があると思ひます。そのような意味で問題を進めていただく必要があると思うが、そういうお考えは一ついかがでしょうか。

○灘尾国務大臣 お述べになりました御趣旨につきまして、大体私も同感でございます。われわれが選挙対策として、選挙上有利な面だけ考へるといふような気持は毛頭なかったと私は信じますけれども、われわれの立場といひましたし、それは、声なきを聞くといひますか、そういう心がまえでもって進んで参らなければならぬことは当然でございますから、御趣旨につきましては私同感でございます。できるだけ改善に努めて参りたいと思ひます。

○八木(一)委員 それで、内科障害の問題ですが、これは前から大問題になつてゐるわけですね。内科障害と障害が固定しなければ、その年金は支給しないというふうな形式を重んじてきた運用がされて、問題が進展してない。しからば障害の固定は、回復する可能性のある障害であるか固定する障害であるかということについては、医学的な見地から研究をして、至急に結論を出して、固定した者については、

障害年金を無拠出年金においても拠出年金においても出そうということが進められてゐる。ところが、いまだにその結論が出たと同つておらないわけでありませう。これは急速に進めていただかなければならぬと思ひます。そのよな準備が成り立っているかというのを小山さんに伺うべきですが、非常に時間をせかされておるようで、小山さんも年金制度に一生懸命でありまして、進めておられると思ひますけれども、国民が待つておる気持から見ればはなはだゆっくりしておる。灘尾さんは、少なくとも次の通常国会まで、この十一月から十二月までに結論が出されて、この問題が現実の政治の壇上に上るよう、大いに事務局各局を鞭撻し各局が事務的にできないものについては、予算的、人員的な配慮をされて至急に完成し、委員がなまけてゐるなら、なまけてゐるような委員は差しかえて、ほんとうにそれをやるというところまでやられるというふうな決意を一つ披露していただきたいと思ひます。

○灘尾国務大臣 この問題につきましては、部内においていろいろ研究を進めておるというふうには私考へておるのでございませう。大事な問題でございませうし、また、なるべく早く結論を得たいという気持において何も変わりはないと思ひます。わざわざ研究を延ばすような気持は毛頭ございませう。できるだけ早く研究を進めていただきまして、結論を得ましたらそれによつて善処したいと思ひます。

○八木(一)委員 それでは次に、大蔵政務次官と主計官のお二人に、ちょっと社会保障全体の問題でお伺ひしたいの

ですが、何か伺うところによると、今度の予算要求で、前年度予算の五割増しということ以上の要求はしてはならぬというような基準を、大蔵省でつけておられるかに伺うわけでございますが、ほんとにどうも国政を考へられる財務当局であれば、そのような形式的な、重要度のあるところもないところもどこでも一列にするような、そんな態度は示さるべきものではないと思ひます。そういう事実がないことを私も希望するのですが、ほかでそんなことを聞きまして、そういうことがあるかどうかと伺ひたいと思ひます。

○岩尾説明員 概算要求でございますが、例年ごらんいただきますように、かなり大幅な概算要求が出ております。実際上毎年々々、予算額から見ても非常識に多いような概算要求が出ておつた状態でございます。実は昨年から、閣議決定をもちまして、大体五割アップを基準として概算要求を組んでもらおうじゃないか、もとよりその中におきまして当然増的な要素が多いために、そういう計算をやると非常に不合理になるというものがあつたならば、そういうものは別個に主計局の方と打ち合わせをしていただく、そういうことで昨年はきたわけでございます。その結果、非常に昨年からむだな作業を排除できましたので、本年も閣議で概算要求については五割アップという線まで一つ組んでもらおうじゃないかというところで、閣議了解をいただきました。その線で概算要求を出していただくに従ひまして、もしその中に先生のおっしゃるような、非常に不合理な問題が

あるならば、それは別個にまた検討して、五割の線にとらわれないでやっていきたいということをやつておりますから、決して変なことにはいひないと思ひます。

○八木(一)委員 まああんまり満足できません。岩尾さんのあの言葉はいいですが、その最初の、概算要求を五割の基準でということ、それは財政当局でむずかしい事務を処理されるためには、そういう方式が便利であろうと思ひます。ところが、いろいろの各省の要求の中に、非常に問題が違ふところがあるわけですね。たとえば社会保障というのは、この数年来、急速に充實をしなければならぬ状態にある。こういう政治的背景、国民的要求については十分御承知だろうと思ひます。今までの制度が十分であつて、今おくれれば完成させるために努力されてゐる制度と、比較的的外が固定されて何十年前から完成されて、やや手直しというふうな政策にとどまつてやむを得ない部分の各省の要求と、両方あると思ひます。このように急速に今発展しなければならぬところと、大体制度が固定して手直しをした程度で五割増しとすることをなさいますと、それは予算の編成上事務的に便利だけれども、そこで実際の、国民の血税を最も必要とするに比べると、これを初めから見通されて、そういうことをいつかある程度普及しておられる。当然増があれば新規増が入り難いから、その点については新規増を考へるということを言われました、これは

た、国庫負担のみであります。が、国庫負担の五十円、七十五円というものは、現行国民年金法では、もし

免除を受ける人が自分で払ったならば、政府は義務的に国庫負担として積み立てなければならぬ金額であります。でありますから、年金制度の理解が高まった場合には当然そういうものがあろうということで財政当局も用意をされておらなければならぬ金額になるわけです。でありますから、少なくともこれだけは来年度でも実現をしなければ、年金制度のいい意味の発展をすることに非常に障害になろうかと思ひます。少なくとも、そういうことについて全面的保険料添付、それについて国庫負担を埋めるという方向を進めていただくことは絶対に必要であります。が、即時にそれをしてい

ただきたいと考えますとともに、どんな場合でも国庫負担の部分だけはすぐ今にでも実現をしていただかなければ、年金制度に対する不信の念が取り去られないで、この大事な非常に考え

られた制度が順調に国民の期待を受けて発展することには障害になるわけです。この金額は大した金額でありません。それから全部の問題、すなわち保険と国庫負担の両方を補てんされて

も、これも大した金額ではございません。先ほどの大蔵省の御決意ならば簡単に入れられる金額であります。金額の概算を申し上げてもいいわけでございますが、すでに御承知であろうと思

いますし、小山さんからお聞きになればすぐわかりますので、その点は申し上げないでおきますが、これについて、今即時に入れるということを言っていたきたいのであります。それについて

ては行政的ないろいろな手続がござい  
ます。ですから、こういう重  
大な問題について厚生省の申し出を十  
分に理解を持って聞いて、その実現の  
ために最大の努力をするということの  
意思の御表示をお願いしたいと思います。

○天野政府委員 厚生省当局とよく御  
相談を申し上げまして、検討して参り  
たいと思います。

○八木(一)委員 検討していただくの  
はけっこうですが、それを実現するよ  
うな意味で、前向きな姿勢で御検討に  
なるということに理解をさせていただき  
たいと思います。

○天野政府委員 またそこまでちょっ  
と申し上げられない段階だと思いま  
す。よく研究して努力いたします。

○八木(一)委員 政務次官にもう少  
し、これは非常にりっぱな政務次官で  
あられますから。(笑)しかし社会保  
障のことにはそれほど何年間も御研究  
になっておられるとは思えないわけ  
で、非常に失礼であります。それで、  
ここにおられる自民党の先生方が  
何年も研究された。われわれも研究し  
た。そういうことで全部の意思が合致  
して、この前の附帯決議にちゃんと書  
いてあるわけです。とにかく与党の  
方、それから野党の日本社会党、民主  
社会党の人全部検討し尽くして、こ  
れだけは緊急にやっていたかなけれ  
ばならないということ、前国会に完  
全に三党一致の附帯決議が出た。であ  
りますから、その方向が正しい方向で  
あるということ、一つ御信頼になっ  
ていただいて大丈夫だと思います。そ  
れが違ったら与党の方から発言がある  
はずで、お聞きのとおり、今与党の方

から声援していただいているくらいで、  
方向は正しい。その実現のために財政  
の問題があるわけです。財政の問題は  
さきさき申し上げたように、そしてり  
っぱな御答弁を伺ったように、社会保  
障に對して熱心に取り組まれるという  
うな財務当局のお考えでありますか  
ら、この金額は大した金額ではありま  
せん。大した金額ではありませんか  
ら、今するということ御返事は、大蔵大臣  
がおられない、省議がきまっています  
からそれは御無理でございませう。  
しかし、これを実現するために前向き  
の姿勢で厚生省と協議をして取組  
ますという御返事は、りっぱな政治家で  
ある政務次官としては直ちに御答  
えをいただいて少しも差しさわりのないし、  
国民のために政務次官のその御発言は  
負託にこたえた御発言にならうと思  
います。その意味で、ぜひ今言ったよ  
うな前向きな姿勢で十分に検討して努  
力するという御返事をいただきたいと思  
います。

○天野政府委員 附帯決議をいただき  
ました点につきまして、よく参考と  
いたしました。また厚生省当局ともよ  
く御相談を申し上げながら、検討いた  
したいと思っております。

○八木(一)委員 それでは次に、その  
問題をもう一つ年金の問題をあと二つ  
ほど申し上げます。

拠出年金についてはたくさん問題点  
がありますので、今申し上げたことだ  
けだと思われたいけないから申し上げ  
ますが、年金の金額を引き上げると  
いう問題があります。今の年金額の設  
定は、社会保障制度審議会が答申を出  
したときに、日本の経済成長が二%と  
して計算をして、〇・五%は資本蓄積

のために準備をするという考え方で、  
一・五%ずつと広がるという考え方  
で、四十年後に三千五百円という設定  
をしたわけです。ところが現行法で  
は、さらにそれを五年待たして四十五  
年後に三千五百円という設定でありま  
す。ところが経済成長の二%というこ  
とは、今経済がでこぼこしておるに  
しても、どんな観点からしても、これは少  
な過ぎる設定であります。明治以後の  
経済成長の平均率は四%、終戦後の平  
均は一〇%、そして去年は一〇%を  
優にこえたものです。それから自民党  
の計画は七・二%、来年非常に困ると見  
られる状態にあって五・五%とか六%  
とわけておりますけれども、それでも二  
%を非常に上回っておるわけです。そ  
れで日本社会党が一年後に解散して政  
権を握ったならば、われわれはそれ以  
上の経済成長を直ちにやってみせま  
す。ですから、いかなる場合でも二・  
〇%というような経済成長は設定とし  
ては誤りであります。この点について  
社会保障制度審議会も、ほかの点では  
権威ある審議会でありましたが、誤りの  
あることを自覚されまして、総合調整  
をしてこれを改めた答申を出す準備を  
今していることは、厚生省あたりは  
知っております。そういう意味  
で、この年金額をふやすということに  
ついて積極的に取り組んでいただく必  
要があると思っております。厚生省は、  
これに前向きな考え方を積極的に  
と思っております。大蔵省もその当然のこ  
とについて財政上の裏づけをされるよ  
うな努力をしていただきたいと思いま  
す。これは抽象的に申し上げてそれだ  
けにとどめておきますので、あとの問

題もつけ加えて、大蔵政務次官から、  
抽象的にだけ申し上げますから、日本の社  
会保障を完成するための前向きの姿勢  
で取り組むというような、この御返  
事をいただければけっこうだと思いま  
す。

それから次に、一ぺんに答弁をして  
もらいますので続けて申し上げます  
が、その次に年金の問題について、拠  
出年金で六十五才開始はお過ぎる  
という問題があります。無拠出年金の七  
十ではこれまた話にならぬほどおそ  
いという問題があります。この問題は、  
今の老人は、今までの政治で非常に  
いろいろな間違いがあったために、戦争  
があったために、インフレがあったた  
めによけい貧乏になったということに  
ついて、今の年寄りにとっては、今ま  
での蓄財を無にして、そして家族制度  
が実際に上りこめかかっておるときに、  
どうしても老齢を保障しなければなら  
ぬ、しかも今貧乏な人はたくさん苦  
勞をしたために早く老衰をされている  
うっかりすると早く死ななければなら  
ないような現状にある。そういう場合  
に、七十才開始は、特に苦勞をした人  
たちに年金がこないという現状にある  
ということを認識していただくと同  
時に、将来の問題としては、オートメー  
ション化が工業のみならず農業やある  
いは商業についても進む、そういうと  
きに、時間短縮をして完全雇用をな  
さなければならぬけれども、それととも  
に、ある程度以上の年令の人は老齢保  
障で食ってまわらなければならない。こ  
世代に譲つてもならぬけれども、将来の  
いろいろな労働に対する年金構成がう  
まいかなんという点がある、そういう  
両面から見ても、現状から見ても将来

から見ても、このような老齢保障の開  
始年令は下げなければならぬという  
要件がある。この問題についても厚生  
省が話されると思っておりますけれども、大  
蔵省も非常な理解を持って対処してい  
ただかなければならないと思えます。

それからもう一つはインフレに對  
するスライドの問題であります。この問  
題については現行法においていろいろ  
と書いてあるといわれておりますけれ  
ども、インフレで前の蓄財を失ったと  
いうことの名なましい記憶を持って  
おる国民にとっては、安心のできる条  
文ではありません。従って年金制度が  
健全に発展をするためには、物価の変  
動の割合に応じて年金額を改定をす  
る、と同時に経済の成長、生活水準の上  
昇によつて年金額を改定するという二項  
目をもつて、いずれか一方をしても年  
金額を改定するというようにこれを  
はつきりさせなければ、国民がほと  
うに安心をしてこのような年金制度に  
協力できない状態があるわけであり  
ます。でございますから、この点につ  
いても厚生省がもう取り組まれるわ  
けであります。大蔵省にいろいろな  
関係の意見を求められるときに、大蔵  
省がこれを進める意味において厚生省  
に協力をさせていただく必要があろう  
と思えます。そういう点が拠出年金の残  
りの概括的な意見であります。

それと同時に、全部申し上げま  
す。それと同時に、さっきの拠出年金  
の社会保険的なものを社会保険的に一  
歩進めるために、国庫負担を保険料免  
除適用者につける、さらに保険料を国  
庫で補てんするという問題、この基本  
的な問題と同時に、現在の貧困な老  
者、障害者、遺族という問題を最も緊

要であると思っております。厚生省は、  
これに前向きな考え方を積極的に  
と思っております。大蔵省もその当然のこ  
とについて財政上の裏づけをされるよ  
うな努力をしていただきたいと思いま  
す。これは抽象的に申し上げてそれだ  
けにとどめておきますので、あとの問

題もつけ加えて、大蔵政務次官から、  
抽象的にだけ申し上げますから、日本の社  
会保障を完成するための前向きの姿勢  
で取り組むというような、この御返  
事をいただければけっこうだと思いま  
す。

急に考えなければなりません。年金制度は拠出年金制というものを主体として考えられておりますが、将来における防貧政策としてこれが完成されることも必要である。ところが、現在、今までの政策の不十分のために、いろいろな事情で、貧困で苦しんでいる老人があり、障害者があり、母子家庭があり、遺族があるという現状から見れば、現在の緊急の問題は、その人らに対する救済政策としての所得保障、これが必要であります。ですから、この意味において、無拠出年金の金額をふやすとか、あるいは所得制限の要件を大きく緩和するとか、あるいは年金制の要件を大きく緩和するとか、それからまた年金額をふやす要件において特に気の毒な人に厚みをかけるという問題、そのような問題について問題を進めなければ現在の問題は片づきません。将来の理想像を追うだけでは現在の政治ではないわけです。この点で無拠出年金の額の増大、要件の緩和について、厚生省は全力的に取り組まなければならない。その場合に大蔵省の積極的な協力がなければならないという問題があるわけであります。この点について理解を深めていただく必要があると思います。

それからもう一つ、この年金のいろいろな積立金の運用、この問題についてはいろいろな批判運動の中核をなして参りましたと思います。この積立金というものは保険料を払い込んだとたんに、たとえば厚生年金において事業主の負担があるとも、すべてがその年金をもらうべき被保険者のものになる性質を持ったものを政府が預かっているということになるわけです。従っ

て、その積立金の所有権ともいえるべき者に対する発言権は、すべて被保険者にあるという条件にしなければならぬわけですね。その意味で厚生年金保険のものも、国民年金保険のものも、この資金については還元融資ということを大きく拡大をしなければならぬ。ほかのものに一部分融資をするとなれば、年金の予定利率を守るための融資だけにとどめる。全部予定利率と同じ利率で貸し出すならば、全部還元融資をしてよろしい。ただし、それが五分五厘以下で、三分で貸すというように必要がある場合には、年金原資を守るための分だけをわずかにほかへ投資をすることが許されるだけであつて、それ以外は許されないことであろうと思う。そういうような意味で、この融資を考えていただく必要があると思う。この点については大蔵省が一番関係が深いわけだ。大蔵省はいろいろの点で、融資計画について、自分の考え方方で融資をしたいという考え方を持っておられるようであります。しかしながら、そういう考えを保持しておられようとも、この積立金は被保険者のものであるという観点で、公明な態度でこの運用について、厚生省と意見調整をされて、そういうふうに行うべき問題について、大蔵省の方も抽象的だけのことですから、総括的な前向きの明るい答弁をお願いをしたい。その御答弁が十分であることを心から期待をいたしておりますけれども、もし不幸にして不十分であります、と、水田さんなり池田さんに出ていただかなければ、この審議はできないということになりますので、どうか明

るい前向きの御返事を、賢明な大蔵政務次官から積極的に御答弁を願いたす。

○天野政府委員 たいはい非常に有益な御質問兼御意見を拝聴したわけでございますが、その御趣旨につきましましてはよく了解できるところでございまして。今後厚生省当局ともよく御相談を申し上げ、また来年度の予算並びにその後の諸問題におきましても、社会保障の重要性にかんがみまして、その拡充、整備に努力をしていきたい、こういうふうに考えます。

○齋藤(邦)委員 たいはい審議中の五つの法律案につきましては、直ちに質疑を打ち切られんことを望みます。

○中野委員長 齋藤君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○中野委員長 起立多数。よつて、五法案についての質疑は終局いたしました。

○中野委員長 たいはい委員長の手元に、八木一男君外十名より、内閣提出の国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案、年金福祉事業団法案に対する修正案及び通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案

国民年金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

日次の改正規定中「に改める。」を「に、」第二節 福祉年金の特別支給

(第八十条―第八十三条)を「第二節 削除」に改める。」に改める。

第三章第五節の節名の改正規定の次に次のように加える。

第五十三条及び第五十四条を次のように改める。

(老齢福祉年金の支給)

第五十三条 六十歳以上であつて第二十六条に規定する老齢年金を受けけることができない者には、老齢福祉年金を支給する。

(老齢福祉年金の額)

第五十四条 老齢福祉年金の額は、次のとおりとする。

一 六十歳以上六十五歳未満 一万二千元

二 六十五歳以上七十歳未満 二万四千元

三 七十歳以上 三万六千元

第五十六条の改正規定を次のように改める。

第五十六条を次のように改める。

(障害福祉年金の支給)

第五十六条 疾病にかかり、又は負傷し、廃疾認定目においてその傷病により別表に定める程度の傷病の状態にある者で第三十条に規定する障害年金を受けけることができなないものには、障害福祉年金を支給する。ただし、廃疾認定目において、その者が二十歳未満である場合は、二十歳に達した日から支給する。

第五十七条の改正規定を次のように改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七條 削除

第五十八條を次のように改める。

(障害福祉年金の額)

第五十八條 障害福祉年金の額は、次のとおりとする。

一 廃疾の程度が別表に定める一級に該当する場合においては、四万八千元

二 廃疾の程度が別表に定める二級に該当する場合においては、三万六千元

三 廃疾の程度が別表に定める三級に該当する場合においては、二万四千元

第五十九条中「日本国民でなく」なつたとき、」の下に「又は」を加え、「又は別表に定める一級に該当する程度の傷病の状態に該当しなかつたとき」を削る。

第六十一条の改正規定を次のように改める。

第六十一条から第六十三条までを次のように改める。

(母子福祉年金の支給)

第六十一条 女子であつて配偶者のない者又はこれに準ずる女子であつて政令で定める者が二十歳未満の者を扶養しているときは、第三十七条に規定する母子年金又は第四十一条の二に規定する準母子年金を受けけることができる場合を除き、その者に母子福祉年金を支給する。

(母子福祉年金の額)

第六十二条 母子福祉年金の額は、三万六千元とする。この場合において、その者が扶養している二十歳未満の者が二人以上あるときは、これらの者のうち一人を除いた者一人につき七千二百円を加算した額とする。



附則第七条中「第二十二条」を「第二十四条」に改める。

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案に対する修正案

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第九条第二項第二号を次のように改める。

二 施行日前から引き続き被保険者である女子

附則第十五条第二項第二号を次のように改める。

附則第二十一条第三号中「施行日から五年以内に退職する」を削る。

附則第二十七条第三号中「施行日から五年以内に退職する」を削る。

附則第三十二条第三号中「施行日から五年以内に退職する」を削る。

附則第三十九条第一項第三号中「施行日から五年以内に退職した」を削る。

附則第四十四条第三号中「施行日から五年以内に」を削る。

○中野委員長 各修正案の趣旨の説明を聴取いたします。八木一男君。

○八木(一)委員 私はたいま議題になっております国民年金法の一部を改正する法律案、年金福祉事業団法案、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案について修正案を提出したいと存じます。ほかに議題になっております児童扶養手

当法案、通算年金通則法案についても関係のある問題であることをつけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

修正案の内容についてはたいま印刷物をもつて配付申し上げましたので、その詳細については印刷物で御断をいただきたいと思います。その提案の趣旨と内容の大綱について御説明をいたしたいと思ひます。

まず国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案について申し上げたいと思ひます。

国民年金法の一部を改正する法律案は、現行国民年金法についてある程度の手直しをする点で、一歩前進であるかと私どもも了解するにやぶさかではございませんけれども、その内容の根底において非常に不十分な点がございますし、また社会保障的に見て不合理な点も多分ございますので、こういう点を大きく直すために修正案を提出したわけであります。

この内容について申し上げますと、まず第一に福祉年金の金額を増大すべきだという点であります。拠出年金をもとにして国民年金法が組み立てられておるわけでございまして、拠出年金を現在の貧困な老人や母子家庭や障害者の問題についてほんとうの意味で熱心に対処しなければ社会保障制度とはいえないわけでございまして、将来のこと

を考へるのあまりに、現在のことに對する対処が非常に少ない内容になっておるわけであります。例を申し上げますれば、老齢年金においては七十才から老人一人について一万二千円というような基本になっているわけでござい

ますが、月に一千円程度のものであれば老齢保障というにはあまりに少なうて、これはお小づかい程度にしかすぎません。今家族制度が實際的に崩壊しかかっている、そしてそのような年寄りが、自分の老後に備えて貯蓄をしたものが戦争後のインフレーションでほとんどゼロに近い状態になっている、その老人にとつてはほんとうに暗い老後であるといふことを考へましたならば、この

ような程度のものではなしに、さらに高額の年金を支給することが政治の方向ではないかと思ひます。

それとともに七十才から支給という点ではあまりおそ過ぎるわけでございまして、老後を楽しむとするならば少なくとも六十才代から年金を支給しなければ、その金は死に金になるわけであります。そのような全般的なことととも、今まで苦勞をしてきた人は残念ながら老衰が早い、あるいは天寿を全うすることができないで早くなくなることが多いことを考へますと、特に気の毒な老人が年金を受けて少な

くとも老後を幾分人間らしいものにするためには、六十才代から支給される必要があろうと思ひます。その意味におきまして、私どもは現行七十才以上一万二千円という金額を改定いたしました。六十才以上は一万二千円という金額を支給する、六十五才以上は二万四千円という金額を支給する、それから七十才以上は三万六千円という金額を支給するといふことが必要だろふと思ひます。これでもまだ足りないわけでございまして、将来はもっとこれが飛躍的に増大をしなければならぬと思ひます。でございますが、年度中でございまして、まだこの無拠出年金を改善する第一年

度でございまして、最大限に譲歩をいたしまして、少なくともこのくらい程度の老齢福祉年金の金額の増大、年令制限の要件の緩和が必要であらうと考へておるわけであります。

次に障害年金につきましては、ことに現行法は過酷であります。障害者が老人より以上にその後長年の間生活をしなければならぬ。しかも障害者が家族の扶養もしなければならぬことを考へますと、一級障害者一万八千円というものは話にならない金額であります。少なくとも一級に對しては年四万八千円という金額が必要でありますし、現行法のように二級、三級に對しては一文も支給しないといふような話にならない障害年金ではなしに、二級に對しては年三万六千円、三級に對しては年二万四千円という支給をすべきだと考へて、この修正案の一つの条項にいたしたわけであります。

さらに、今の障害年金については内科障害を含めておりませんで、一級障害と認定されて労働能力、所得能力が外から見える手足の障害と同様に喪失をしておるといふ人に対して、觀念的な障害が回復するかもしれないといふような学者の理屈をひねったような理屈で、ほんとうに一般障害で困つておる内科障害者を置き去りにしてあるようなことは、ほんとうの政治としては断じて許すことのできないところでありまして、そのような意味で、この障害福祉年金に對しては当然内科障害もその等級に應じて支給しなければならぬと考へまして、そのような条項をこの修正案に入れたわけであります。

さらに母子福祉年金であります。母子福祉年金については、現行母子一組について年一万二千円であり、第二子以降の子供が多いときには年二千四百円ずつの加給をするという制度になっております。これも先ほど申し上げたような理由で非常に寡少に過ぎますので、これを両方とも三倍にいたしました。母子一組について年三万六千円、そして多子加算は年七千二百円、月六百元程度に即時直すべきものとしておるわけであります。

次に児童扶養手当法案に關連のある問題でございまして、私どもはこの修正案において、生別母子世帯に對して、死別母子世帯に對するものと同様の母子年金を支給すべきものとしておるわけでございまして、このような對処によつて、現在出されておるような本格的でない児童扶養手当法案は必要がなくなり、さらにその内容よりも三倍程度の生別母子世帯並びにそれに準ずる児童家庭に對してこの給付が行くといふことにならうかと考へておるわけであります。

次に、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金に對する所得制限の問題であります。この問題については印刷物で御検討願ひたいと思ひます。私どもは根本的に、合理的な、最もりっぱな考へ方を持っておりますが、現行法並びに政府修正案に對する修正案でありますので、現行法と政府修正案の組み立てに従つてわれわれの考へ方を入れた修正点を入れたわけでございまして、大幅に所得制限を緩和して、対象者がふえるような内容にしている点を印刷物でじっくりと御検討をいたしたいと存じます。

その次に具体的な諸問題といたしまして、先ほど厚生大臣から、積極的に米年度にはやるといふ積極的な御発言をいただいた問題でございますが、老齢福祉年金において老夫婦が二人おりましたときに、その一人分の支給額が二割五分削減されておるといふ、この観点から見ても非常に不合理な点がございします。この点を内閣の方は米年度の予算から直そうとしておられますが、このような不合理は即時直す方がよいものと考えまして、今回の改正案に、この修正をもつて即時これを直すべきものとしてそのような条項を入れたわけでございします。

第四点といたしましては、配偶者所得制限を廃止するという点であります。先ほどの論議で御承知の通り、配偶者所得制限というものは非常に無意味なものであって冷嘲的なものであります。ただし厚生省の答弁がありましたように、ある部分は実際の免税点で幾分解決をされるという要素もありますが、それならばそれなりにこの条件をはずしても財政的な措置はごく簡単で済むわけであります。その意味で配偶者所得制限を即時廃止すべきものと考えましてこの条項を入れたわけであります。

次に福祉年金について、拠出年金の加入に関係なく福祉年金を支給すべきものと私どもは考えております。現在拠出年金制度はあまりにもその内容が乏しいために、あるいは社会保険的にできておるために、また非常に複雑な内容であるために、理解に対する啓蒙運動が不十分であったために、拠出年金制度に対して登録をしてもらない人やまだ保険料の納入をしてもらない人が多分にあるわけでありまして、ところが現行法では非常に老齢きままる過酷な条件がついておりまして、登録をしない人に対して福祉年金を支給できないようなむちゃくちゃな条文になっておるわけでありまして、現行法自体が不合理である、その啓蒙が足りないために、世の中の人々がこれに危機をいだいて登録をしていないとき、たとえば事故が起こって主人がなくなる。その遺族が母子福祉年金を受給したいと思つても、そのような条件のために支給が受けられない。またその人が交通事故等で不幸にも障害を受けた。にもかかわらずその障害に対して障害福祉年金はもらえないという、まことに間違つた条件がございします。こういうものを残しておかなければ、そしてそれによつて、おどしをかけなければ国民年金制度に対する協力がなく、このようには発展がないのであつて、このようなおどしをかけなくても十分に国民が協力できるような、魅力を感じるような、理解をするような拠出年金制度に制度を改正することによって登録並びに保険料納入を促進すべきであつて、それと無拠出年金の支給の条件をからみ合わせるべきではない。そのからみ合わせをひもどいて、どんな場合でも無拠出年金は支給されるべきであると考えまして、この点を重要な改正要件としてこの修正案に盛り込んでおるわけでありまして、

持っておるわけでありまして、与党のいささか性急過ぎる議事進行によつて、この計算をするいとまがございせん。その意味におきまして、無拠出年金は即時の問題だからこれを改正する。それに見合つた拠出年金の金額、諸条件の改正を昭和三十三年三月三十一日までに、それを実施するような改正案を政府みづから出す義務を負う、そのような条文を入れて、このようなバランスをとりたいと考えておるわけでありまして、

次に通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案に対する修正案であります。しかしながらこれは通算年金通則法とも重大な関係がありまして、一体のものとしてお考えをお願いしたいと思います。

まず現行法の第二項から申し上げますが、通算年金制度は通算制度が相当よく考えられておりますけれども、国民年金と被用者年金の一番レベルの低い厚生年金保険との通算は九十九点といつてもいいくらいよくできております。しかしながらそれよりも程度の高い年金との通算はまだ非常に不十分であります。審議中に言われましたように、公共企業体の人が二十年の要件を達成する一年前の十九年でその職をやめて、同じく労働者年金である厚生年金保険の一年の保険料を納めた。通算して労働者として二十年の保険料を納入した状態であるというときには、公共企業体二十年の場合の半額以下の劣悪な状態にしなければならないわけでありまして、また国民年金と通算するときは、国民年金制によつて二十五年にならな

それとともに、このような無拠出年金制度について改正をいたしますと、保険料を納入した人に対する支給額とのアンバランスができてくるおそれがございます。この点について、一両日をかせば完全な案を作る自信は十分に

した場合は計算もまた半額以下の少額であります。そうなりますと、不幸にして職場を転換しなければならぬ不幸な条件を負っている人が、年金制度においてもさらに不利だといふような非常な欠点があるわけでありまして、ただしこの欠点は、現行法上も残つておることになつておりますが、その脱退一時金の計算自体に間違いがあるわけでありまして、従つてこの通算制度については、前よりも悪くなったとは言えないわけでありまして、この点は厚生省の努力に対して敬意を払つておきたいと思ひますが、前よりも悪くなったのではないけれども、そして同じような金額が通算には考えられておるけれども、その欠点が大きくこの点において改正されたものにはなつておらないわけでありまして、その点で通算制度を考えた以上、急速にこの欠点を埋める措置をとられなければならぬ。その改める措置を期限を限つてこれを法律的に改正を提出して、直すべきものといふことが修正条件の第一点であります。

その次に、第二点としては、このような条件とからみ合ひまして、公共企業体の職員が途中でやめたときには、非常に損であるから、通算に魅力が少ないわけでありまして、ことに女子職員の場合には、国民年金制について、もしその女子職員が同じ職場あるいはほかの職場の労働者と結婚した場合に、労働者の配偶者になれば、強制適用でありまして、任意適用であります。従つて年金制度を非常に熱望する人であれば、任意適用の年金に入つて通算の利益を得ることができまふけれども、その人が熱望しておらない場合、

あるいはその人が熱望しておつても、家庭財政のかぎを握つておる主人が無理解で、このような任意適用も実際上入れないといふような場合には、この年金通算制度の恩恵にあずかる点にはなほ足りないものであります。そのような意味で、女子職員にとつてはこの通算制度は魅力が少ない点がありまして、それと同時に、わが国の現状から見た特質上、女子職員が途中で二十才台でやめるときに、結婚のために諸準備が要る、その準備をするだけの資金のベースでないために、脱退一時金のようなものを当てにしておられる現状なのであります。将来の年金制度に理解を持つて、遺族年金でなしに、自分自体の年金に理解が深くて、それを持ちたいという希望が多くなつても、現状それまでの生活をするために、結婚を実行するために、たとえばアパートの権利金を払うために何がしかのまとまった金が必要、あるいは赤ちゃん出産の準備をするために何がしかのまとまった金が必要、そのために、将来のことについて心配はあるけれども、現在金をもらいたたいという現状を無視することができないわけでありまして、そういう点で、この婦人に対する高いレベルになつた、条件のよくなつた強制的な年金制度ができた場合には、またいろいろな論点があると思ひますが、現状においてはこのような要望をやはり重視して考える必要がございします。それで、現行法では、女子についてはここ五年間は選択を許される制度になつておりますけれども、六年目くらいに結婚をしようと考えておる婦人職員が、非常に危機を感じておりますので、この点について選択の自由を

さらに延ばすという必要があるであろうという修正点等を盛り込んでおるわけであります。

次に、年金福祉事業団法の修正について申し上げます。

この事業団の運営を民主化するためには、役所の方で非常に民主的にやろうと言われましても、やはり今までの十分に民主的でなかった経験もございまして、現在の担当者が民主的に取組むという決意を被覆されましても、お役所の方ではだんだん人間がかわるわけございまして、そのような人がそのような民主的なことに理解が少ない人でありまして、非常にまづい点がございまして、そういう点で学識経験者や被保険者代表で構成する評議員会を設けまして、この事業団の運営について積極的な諮問に應じて答申をする、あるいは積極的に勧告をする、それを十分に尊重してこの運営が行なわれるということが、非常に必要であると思うわけでありまして、ことにこの委員会の構成は、積立金というものが被保険者のものであるという立場に従って、被保険者の代表である、たとえば厚生年金保険においては農村の人やあるいは国民年金においては農村の人やあるいは中小商工業者、無職の人、そういうような被保険者代表と、それからごく少数の学識経験者等をもって構成された審議会が至当だと存するわけございまして、保険料を払ったというような条件で事業主等の者がこの問題に介入することは断じて許さない、このような民主的な審議会でこれを運営する必要があると思うわけございまして、次に、融資対象は、政府案では老人

福祉施設並びに医療施設、その他社会福祉施設であるというふうな条文になっております。大体においてけつこうだと思ひますが、やはり例示としては、老人福祉施設を入れたならば、これに対して同様に母子福祉施設あるいは身体障害者の福祉施設を入れたければ例示としては十分でないと思ひますし、それとともに、このような施設を第一義的に考えることは当然でございすけれども、当然積立金が増大することを考えましたならば、この福祉施設だけでなしに、被保険者の――ほんとうの意味の、大きな意味の福祉に關係するものをこの融資対象に入れなければ十分この年金の資金が活用されない。特にこのような被保険者階層は、日本の現状において現在住宅を建設するために資金を非常に要望しておるといふ状態でありまして、現在の政府の住宅政策は、この点において非常に片寄っております。幾分資金を持っておる者は、住宅金融公庫なりほかの資金を借りて、自分の自己資金と合わせて家を建て、また公団住宅というのはいやういふやり方で住宅をやろうというやうな点が主点になっております。これは公営住宅の問題もございまして、その数は非常に少ないものであつて、乏しい、貧しい人の住宅問題を解決するために九牛の一毛という状態でありまして、そういう問題を内閣全体として進めなければなりませんけれども、このやうな現状にありますときに、この年金のいろいろな原資をそのために活用することが当面の急務であらうかと思ひます。そうしてその住宅の数をふやすだけではない、住宅金融公庫の

金を借りられない人、公団住宅に入れないやうな条件を満たすやうな収入を持たない人、そういう人に貸せるやうな、そういう人が家を建てられるやうな、またそういう人のためにいろいろな団体が家を作るといふやうな、そのやうなものにこれを使う必要があるうと思ひまして、住宅という例示を入れる必要があるうと思ひます。それと同時に、この住宅についてはほんとうの純正な立場でやるべきであつて、たとえば会社の住宅というやうな勤務政策、の意味を持った非常な間違つた運営をされるものではなしに、ほんとうに被保険者自体にまづりとするやうなやり方で住宅に対する融資がされなければならぬという観点から、このやうな例示を入れたのであります。

私どもが一生懸命に考えた案でございまして、社会労働委員の同僚諸君は、自由民主党の方でも民主社会党の方でも、この趣旨に全面的に御賛成であらうといふことを確信するものであります。政府がいかなる原案を持ておつても、このやうな法律を作るのは、われわれ立法府の権限である、この問題を審議しておる社会労働委員会の委員の諸君の権限であります。ですから、政府のやうな貧弱な社会保障政策をやるのにとらわれずに、この法律改正を即時こゝで実行をして、なまけた政府が正しい方向に向くやうにわれわれの権限を發揮するために全面的に満場一致賛成をしていただくことを心から期待を申し上げます。(拍手)

○中野委員長 この際、国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案は、国会法第五十七条の三の規定に該

当するものでありますので、内閣の意見があればお述べを願ひます。灘尾厚生大臣。

○灘尾国務大臣 ただいま御提案の国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、現段階におきましては、実施困難と認められますので、賛成いたしかねます。

○中野委員長 これより討論に入ります。国民年金法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案、年金福祉事業団法案及びこれに対する修正案、児童扶養手当法案、通算年金通則法案、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

通告がありますので、これを許します。井堀繁雄君。

○井堀委員 私は民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題に供されております国民年金法の一部を改正する法律案外四件並びに社会党の提案されております修正案三件について、わが党の立場を述べながら討論を進めたいと思ひます。

国民年金法の一部を改正する法律案についてであります。この修正案がこの国会に提案されますまでの政府並びに与党諸君の努力に對しましては、これを多とするにやぶさかではありませぬ。ことに社会党の修正案の提案に對しましては、心から敬意を表したいと思ひます。

ただ、遺憾に思ひますことは、この国民年金法の一部改正の内容について

次に、ごく簡単に要領を順次申し上げて、わが党の立場を明らかにして参りたいと思ひます。

第一は、政府案は各年金ともにその年金額が著しく低額である点であります。このことは、申し上げるまでもなく、本法の第一条に規定されておりますその目的を達成するにあたりにも遠く及ばない現状であるのであります。さらに國際的にこれを顧みずならば、世界の近代国家のみならず、後進国をも加へまして、今日の社会保障制度の問題は、世界平和への全人類の協力をしていかなければならない具体的な政策の一つであります。でありますからこそ、ILOの社会保障に関する条約並びに勧告が行なわれておりますことは、皆さんのすでに御承知のことであるのであります。このILOの条約並びに勧告に對しましては、全く無意味なる対象となつておるのであります。

さらにわが国の社会保障制度に関する公的な機関である社会保障制度審議会の答申を見ましても、古くは第一回の答申案、近くは最近政府の諮問に答へられた内容について検討いたしてみますと、今回の原案ははなはだしく劣つたものであるのみならず、その答申に對する精神に十分こたへたものでないといふ点が、この年金額のはなはだしく低額な点のみ見ても言えるのであります。

次に、私どもの強調したいと思ひますことは保険料であります。今日、各年金に對する給付がいかに低額であるかといふことは、ここに多くを述べざるまでもありますが、この給付に見合いますやうな掛金であるかどうかといふ点に一つ問題があると思ひますのであり

ます。これは私どもの質疑によって明らかとなつたところでありますが、この点は今日の国民経済の現状から割り出されてこなければならぬことは言うまでもありません。ことにボーダー・ラインといわれます低額所得階層の非常に多い日本におきましてこの制度を満足させるためには、どうしても掛金の問題に十分な配慮が必要になることも多く述べる必要はないと思うのであります。しかるに一番単純な画一的な、すなわちフラットによる百円ないし百五十円の掛金を選んだということは、あまりにもこの制度に対する配慮が浅いということを物語るに十分であらうと思つてあります。私は、この二点だけをあげても、政府案に同調することのできない大きな理由があるものであります。

さらに、以上申し上げたような関係から参りまして、無拠出年金制度の問題について特段の配慮が払われなければならぬことは、日本の現状に合わせようとする社会保障制度の一番深く考えなければならぬ点であつたと思つて、ところが、給付の制限が非常にきびしい。實質的にはそういう人々にこの制度の恩恵は及ばないというようにな、なさない現状を呈しておるのであります。

さらに述べなければならぬのは、この制度の中核的な年金は老齢年金であらうと思つてあります。この老齢年金の年金給付の開始の時期についても日本の現実に対する十分な配慮が全く行なわれていないのではないかと思われるのであります。この点については、次の案件においても述べなければならぬと思つてありますが、少なくとも国民

皆保険を強調する政府の政策の中には、この問題に対する配慮が当然行なわれていなければならぬかと思つておられます。しかし一事をもつて全部をはかることはいかかと思つておられます。池田内閣の政策がいかにばらばらで行き当たりばつたりのものであるかということの説明に十分なる資料であると思つてあります。社会保障制度を推進しようとするからには、年金制度の中においても老齢年金というものが他の公約年金との関係においてどうあるべきかということとは必然的な問題であります。こういう問題がここに配慮されていらないのであります。この点はまさに残念なことであると思つてあります。

いま一つ具体的な点を指摘して申し上げたいと思つてありますが、それは本制度の発足当時あたりましての政府の態度であります。これは言うまでもありません。この法案の第一条に、その事項を明文化したておるのであります。すなわち、憲法二十五条の精神を受け、国の社会的使命をば強調いたしておるのであります。これは説明を要するまでもありますまい。すなわち、この制度は、国が国民に対する本来的な使命を宣言した憲法の精神である。この精神が十分くみとられないような制度でありますならば、名は国民年金保険でありましても、その実態は全く空虚なものになってしまうのであります。言いかえましますならば、こういう問題については、国はその当初において特段の配慮を払って、国庫負担金については相当額の拠出を決意すべきものであつたと思つてあります。この点につきましても、いろいろ論議を要するところでありますが、すでに予算

委員会などにおいて多く述べられておりますから、その重複を避けたいと思つてあります。

次に、このような事情だけを述べましても、政府原案にわれわれが賛意を表するということは、どうしても勇気が起こつて参らないのであります。さて、われわれは、年金制度の実現が一日も早からんことを願う国民の側に立つて考えます場合には、少なくとも社会党の修正案の大部分ないしは一部は採用するべき実情にあつたのではないかと心ひそかにその交渉を待つておつたのであります。もちろん、わが党は社会党の修正案に満足するものではありません。しかしここでは社会党の修正案を批判する時間を節約する意味で申し上げません。

次に、年金福祉事業団法案について少し述べたいと思つてあります。

年金福祉事業団法案は、言うまでもなく、これは厚生年金保険、船員保険、そして今回発足される国民年金の三つの年金からなる剰余金、積立金などをいかに運用していくかという制度であります。これは明らかであります。従ひまして、その制度の本質からいたしますならば、厚生年金及び船員保険というものは、その法案の説明するところでも十分であらうと思つてあります。と同時に、勤労者の福祉年金であります。もちろんこれには労使関係の問題、あるいは労働条件の問題、あるいは労働と社会との関係などが複雑に入り組んだ制度でありますけれども、それを大別いたしますと、この年金は言うまでもなく、労働者のための老後の保障を中心とする年金制度であります。その余剰金、その積立金

というものは、その制度にマッチするように運営されなければならぬことも多言を要しません。これは、この積立金に對しまして、たゞいま大蔵省の資金運用部に運営させておることの矛盾を、社会保障制度審議会、社会保険審議会その他の公的な機関が口をそろえて述べ、労働者の福祉のために完全なる還元融資が望ましいことを政府にそれぞれ答えております事情をもつても明らかであります。でありますから、今回の法案がこの精神に十分でないのみならず、それに背馳する部分があることを発見せざるを得ないのであります。

一、二の例をとつて申し上げます。

その第一は、この制度の運用の一番中心になるものは、何といひましても余剰金の問題に重点を置かなければならぬと思つてあります。いかに機構がよくても、その運営する人が、この制度に対する十分な認識と情熱を持っておるかどうかということでありまして、この点は非常に大切なものであります。この点は非常に大切なものであります。今後に属するのでありますけれども、その任免が厚生大臣もしくはそれらの政府の意図によつて自由に行なわれるという制度については、他の機関と異なるのであります。以上申し上げましたような本制度の性質からいたしますならば、被保険者もしくは掛金を負担しておりますこの関係者、雇用者、そういう人々の意思が反映するような任免というものが配慮されてよかつたのではないか、こういう制度に対する非常に大事な点にばかりがあつたのではないか。新しい制度については、特にそういう点に留意され

なければならぬかと思つてあります。

次に、今の社会党の修正案にも述べられておるところであります。業務の範囲については、法律には、老人福祉施設及び療養施設に限つて明文化され、その他の施設は政令に譲つておる点であります。政令がいかなる性格のものであるかを私が論ずるまでもありますまい。これは、さきに述べたと同じ条件において、こういう施設が望ましいかどうかということについては——私は役人が万能だとは思いません。また役人が、そう悪人が集まつてゐるとはもろんと思いません。しかし、ただそこで問題は制度にあると思つてあります。少なくともこういう制度をきめる場合におきましては、関係者の意見が十分に反映されることが一番大切な要素とならなければならぬと思つてあります。特に多額の金が運営されるのであります。その運営が狂つては、保険制度に對しましては致命的な打撃を与えるのであります。また、その融資があるに低利に失し、そしてずさんであるということになりましては、大へんなことになることは言うまでもありません。それをおそれるがあまりに、あつものにこりてなますを吹く間違ひを起こしてもならぬのであります。こういうきびしい条件が要請されておるのでありますから、その責任を社会的に合理化し、あるいは正当化するために、私はこういう権限を政令に譲ることにはしないで、むしろ関係者の意見が反映するような形が望ましいと思つてあります。こういう意味で、私は、役人の信任、不信任の問題

で論ずるのではなくて、制度を生かして、こういう大切な基金が正しく間違いない円滑に運営されるということに於いての配慮がそういうところに必要ではないかという点を訴えたいのであります。こういう点がこの問題の中に配慮されていないことだけでは、本案に対しては非常な不満を持つものであります。しかしながら従来の厚生年金や船員保険の積立金が資金運用部にまかされて、わずかに厚生年金保険積立金還元融資実施要領といったようなもので補填されておたうことより前進かと思うのであります。この点に於いては、本案に対しては賛意を惜しまないものであります。この点を明らかにしておきたいと思ふのであります。

次に、児童扶養手当法案についてであります。簡単に述べたいと思ふのであります。この児童の扶養手当法は、言うまでもなく児童福祉法の第一条の精神を受けた補完的な立法であると私は思ふのであります。こういう意味におきまして、ここにぜひ引用したいのは児童福祉法の第一条であります。すなわち、「すべて国民は、児童が心身ともに健康に生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と宣言いたしております。こういう精神を受けて補完するこの法律から参りますならば、その内容があまりにも空虚なものであり、おどろきのものであると断定しても言い過ぎではないと思ふのであります。具体的には、二あげますならば、支給の要件に対する非常な不満があるのであります。大へん時間を急いでい

るようでありますから多くを述べないのであります。少なくとも政府はこの点に十分一考をいたしていただきたいと思ふのであります。手当額などにつきましても、今あげました精神から考えますならば、いかにこれは金さえ出せばいいといひましても、俗にいいまします、どぶにうっちゃる金であつてはならないのであります。使いがいのある金にしたいのだきという意味から申しまして、この手当額はとも本法案の精神にはしっくりしない中身である、こういう点を一つあげましても、政府は、もう少しこういう法案に対する誠意を具体的に法案の中に盛り込んでもらいたい、こういうことを強く述べまして、本案が児童福祉法の第一条の精神にマッチするように一日も早く改善されることを要望いたしまして、不満ながら本案に賛意を表する次第であります。

最後に、通算通則並びに通算関係法についてであります。これはなかなか重大であります。私は、これは国民年金保険法、すなわち国民皆保険を推進していく上に画竜点睛を与える重要な役割を持つものだと思うのであります。それはこの法案にも政府は述べておりますように、通算年金の通則法、あるいは通算年金制度の創設に関する関係法律の改正につきまして一々詳しく述べるとは避けましますけれども、要約して申し上げます、言うまでもなく、今日公的年金の種類は幾つもありましても、私は大別して三つに分けて考えたいと思ふのであります。一つは、厚生年金や船員保険のように、雇

用関係の中にある労働者のために設けられた年金制度、いま一つは、各種の

共済組合の中には、二つに分けて、公企業あるいは公務員、地方公務員に類する方々のための制度があります。これはいづれもその歴史的な使命が異なつております。制度の内容におきましても、本質的に水炭相いれな性質のものを持っております。これを頭から統一するとか統合するとかいいましても、それは事実上不可能を求める結果になるのであります。もしそういうことを無理にしているようなことをいたしますと、角をためて牛を殺すような結果になつてしまふと思ふのであります。すなわち、公務員、地方公務員などには、恩給という性格が多分に温存されておるのであります。

公企業の場合においては、民間企業に比べてその営利の目的が質的に違つてあります。さらに民間の場合におきましては、今日退職金が肩がわりした年金制度のようなものに移行しつつある事情も考慮されなければならぬのであります。こういうように、今日の労働慣行の中に新しく誕生しつつあるもの、あるいはすでに既得権として要求されておるものがあるのであります。こういうものにならうかといふたをかぶせるようなやり方をしますと、これはとんでもない反響を受け、結果は本末を誤るような危険を冒さないといふことはだれが言い切れるでありません。そういうものに対する十分なる配慮がなされていらないといふことをこの法案の中からも取り出すことができるのであります。わが党は少なくとも国民皆保険、年金制度による法の前に平等であるという姿を社会保障制度の中において一日も早く求めた

いと思ふ情熱から、この点につきまして力説をいたしまして、政府案に対しては不満の点と賛意を表する点と、社会党の修正案に対しては、非常に不十分でありましたけれども、時間の都合上輪郭をごく簡単にわが党の立場を述べさせていただきます。

ぜ、わが党の主張が社会党の修正案の中にも盛り込まれ、また政府には原案を時によつては撤回するほどの勇氣を持って、よい法案が誕生すること強く要望いたしまして、私の討論を終る次第であります。

○中野委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより各案について順次採決をいたします。

まず八木一男君外十名提出の国民年金法の一部を改正する法律案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に内閣提出の国民年金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野委員長 起立多数。よつて本修正案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に八木一男君外十名提出の年金福祉事業団法案に対する修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に内閣提出の年金福祉事業団法案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野委員長 起立多数。よつて本修正案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出の通算年金通則法案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野委員長 起立多数。よつて本修正案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、八木一男君外十名提出の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案に対する修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に、内閣提出の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○中野委員長 この際、小沢辰男君、八木一男君及び井堀繁雄君より、国民年金法の一部を改正する法律案、年金福祉事業団法案、児童扶養手当法案及び通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案に対し、それぞれ附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。小沢辰男君。

国民年金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につきすみやかに検討すべきである。

記

一、左の大綱に従つて改善を行なうこと。

- 1 各年金の年金額を大幅に引き上げること。
  - 2 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げること。
  - 3 福祉年金の給付制限を緩和すること。
  - 4 保険料、年金額、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従つて改善すること。
  - 5 右の実現のため大幅な国庫支出を行なうこと。
- 特に左の事項については可及的

すみやかに適切な措置を講ずること。

- 1 保険料の免除を受けた場合にも、少なくとも納付した場合と同様の国庫負担を付することとし、保険料免除を受けたものの年金額を引き上げ全期間免除のものにも年金を給付すること。
- 2 年金受給要件に達しない者の実納保険料がその被保険者のものとして確保されるようにすること。
- 3 各種福祉年金額を大幅に増額すること。
- 4 老齢福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金、障害福祉年金、児童扶養手当等の本人所得制限額十三万円を十五万円以上に引き上げること。
- 5 夫婦とも福祉年金をうける場合の減額制度については、これを廃止すること。
- 6 内科疾患に基づく障害に対しても障害年金、障害福祉年金を支給すること。
- 7 年金加入前の身体障害については、広く社会福祉施策の全体系のうちでその保障を確保するみを考究すること。
- 8 老齢福祉年金における配偶者所得制限を緩和又は廃止すること。

年金福祉事業団法案に対する附帯決議

一、政府は、年金福祉事業団の資金を明年度以降において、大幅

に増額するよう措置すべきである。

二、政府は、年金福祉事業団の融資対象施設の範囲を拡げ、住宅その他被保険者の福祉増進に資する施設をも、その融資対象とするよう措置すべきである。

三、政府は、年金福祉事業団の業務運営の円滑をはかるため、関係者をもつて組織する運営協議会のごときものを設置するよう措置すべきである。

四、年金積立金については、その特殊性に即した運用をはかるため、政府は明年度以降資金運用部資金に、他の資金と区別して年金特別勘定を設けるよう努めるべきである。

児童扶養手当法案に対する附帯決議

一、政府は、本制度の実施にあつては、その原因のいかんを問わず、父と生計を同じくしていないすべての児童を対象として、児童扶養手当を支給するよう措置すること。

二、政府は、児童手当又は家族手当につき、世界の諸情勢を研究しながら将来これが実現につき努力すること。

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、政府は、公的年金制度の被保険者の配偶者について国民年金が任意適用であるため、これらの者に

ついでに年金の通算が効果的に行なわれにくいこと、および現状において退職する女子被保険者が結婚等のために一時金を必要とすることにかんがみ、将来の情勢の推移により、退職一時金又は脱退手当金と通算年金との選択についての女子五年の経過期間については、これら期間経過前に、この事態に対処する適切な措置を講ずること。

二、政府は、通算措置により資格期間満了前に脱退する者についての従前の制度における不合理な点が必ずしも充分調整せられていない現状にかんがみ、すみやかに所要の改正措置をとること。

三、政府は、厚生年金の給付につき、すみやかに大幅の改善措置をとること。

○小沢(辰)委員 私は、ただいま議題となりました四つの法案にそれぞれ附帯決議を付すべしとの動議につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、その趣旨の御説明を申し上げたいと思ひます

が、その内容につきましては、すでにお配りをしてありますので、この案を御高覧いただきまして、すみやかに皆様方の御賛同をお願いしたいと思ひます。

○中野委員長 本動議について採決をいたします。

本動議の通り決するに御異議ありませんか。

○中野委員長 御異議なしと認めます。

す。よって四案については小沢辰男君外二名提出の動議のごとく、それぞれ附帯決議を付することに決しました。この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。薄尾厚生大臣。

○薄尾厚生大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしましたので今後善処したいと存じます。(拍手)

○中野委員長 ただいま議決いたしました五法案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次会は来たる十月二十四日火曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会をいたします。

〔参照〕

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)に関する報告書  
年金福祉事業団法案(内閣提出第一四四号)に関する報告書  
児童扶養手当法案(内閣提出第一五五号)に関する報告書  
通算年金通則法案(内閣提出第一六六号)に関する報告書  
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七七号)に関する報告書  
(別冊附録に掲載)

昭和三十六年十月二十八日印刷

昭和三十六年十月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局